

平成20年12月 5 日 開会
平成20年12月16日 閉会
(定例第10回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第61号

平成20年第10回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年11月17日

南部町長 坂 本 昭 文

記

1. 期 日 平成20年12月 5 日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

板 井 隆君	仲 田 司 朗君
雑 賀 敏 之君	植 田 均君
景 山 浩君	杉 谷 早 苗君
赤 井 廣 昇君	青 砥 日出夫君
細 田 元 教君	井 田 章 雄君
足 立 喜 義君	秦 伊知郎君
亀 尾 共 三君	石 上 良 夫君

○応招しなかった議員

な し

平成20年 第10回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成20年12月5日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成20年12月5日 午前10時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第84号 南部町副町長の選任について
- 日程第6 議案第85号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第86号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の制定
について
- 日程第8 議案第87号 南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第88号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第89号 南部町農村地域工業等導入促進法に基づく指定区域における固定資産税
の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第90号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第91号 南部町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第92号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第94号 平成20年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第95号 平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第96号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第97号 平成20年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第98号 平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第99号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第100号 平成20年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第101号 平成20年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第84号 南部町副町長の選任について
- 日程第6 議案第85号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第86号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第87号 南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第88号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第89号 南部町農村地域工業等導入促進法に基づく指定区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第90号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第91号 南部町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第92号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第94号 平成20年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第95号 平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第96号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第97号 平成20年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第98号 平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第99号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第100号 平成20年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第101号 平成20年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）

出席議員（14名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 板 井 隆君 | 2 番 仲 田 司 朗君 |
| 3 番 雑 賀 敏 之君 | 4 番 植 田 均君 |
| 5 番 景 山 浩君 | 6 番 杉 谷 早 苗君 |

提案議題は、条例の制定、一部改正案が7件、補正予算案が8件、人事案件が2件、事件議決をお願いするものが1件、合わせまして18件のいずれも町民生活に直接関係のある重要な案件であります。

諸議案の内容につきましては、後ほど町長から説明がございますが、議会といたしましては町民の要望にこたえるべく、提出されております諸議案に対しまして慎重審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願いするものであります。

寒さも一段と厳しさを増してまいりましたが、議員の皆様におかれましては御自愛の上、ますます御健勝にて御精励賜りますようお願いを申し上げ、開会のごあいさつといたします。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 12月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

師走となりまして何かと心忙しい毎日をお過ごしのことと思います。議員各位におかれましては、日ごろは町政の発展のために御尽瘁をいたしておりまして厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、10月19日に執行されました町長、町議会議員選挙後、初めての定例会でございまして、何分にもよろしく願いを申し上げたいと思います。

9月議会以降、あるいはまた10月19日、選挙以降の町の情勢でございますけれども、大きな事件も事故もなく、順調に町政は推進しておるということでございます。

2点ほど申し上げたいと思います。11月23日でございますけれども、法勝寺歌舞伎保存会が鳥取県知事より伝統芸能功労団体賞ということで表彰を受けております。心からお喜びを申し上げたいと思います。

また、11月28日には、公文書不開示処分取消請求事件の判決がございまして、結果は原告勝訴ということでなったわけでございます。この扱いについての判断は、いましばらく猶予を賜りたいと、このように思いますのでよろしく願います。

9月議会以降、11月末の出生数でございますけれども18人でございます。それから、お亡くなりになった方が24人ございまして、現在、11月末人口が1万2,013人ということで承知をいたしております。それぞれの皆様方の健やかな御成長と、そして心からなる御冥福を本議場を通じましてお祈りを申し上げます次第であります。

なお、本議会につきましては、平成20年度南部町一般会計補正予算を初め、18議案を上程をいたす予定をいたしております。いずれの議案につきましても町民生活にぜひ御賛同賜り、御

承認をいただきたいというように思っておりますので、何分にもよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつにかえたいと思います。

午前10時30分開会

- 議長（石上 良夫君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成20年第10回南部町議会定例会を開会いたします。
- 直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（石上 良夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。
- 4番、植田均君、5番、景山浩君。

日程第2 会期の決定

- 議長（石上 良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。今期定例会の会期は、12日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、12日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

- 議長（石上 良夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。
- 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 諸般の報告

- 議長（石上 良夫君） 日程第4、諸般の報告を行います。
- 11月13日に、南部町商工会会長、梅原克子さんから、地元企業の優先発注に関する議会決議の要望についての要望書を受けております。
- 町内商工会からのものでありまして、地方の景気の後退が急激に進む中、地域経済や雇用の不安定化、地域コミュニティー、町の活性化等に大きく影響するものであり、議会におきましても

要望を真剣に考えていただき、地域づくり、町づくりにつながるようにしていくことが必要であると考えております。要望書はお手元に配付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、11月19日、東京NHKホールにおいて開催されました第52回町村議会全国議長会が2つの特別決議、13の決議、23の要望が採択され、直ちに国に提出されました。地方分権、町村財政の確立強化、農林業、水産業の振興強化、中小企業振興対策等、現状の地方の課題改善を強く求めたものであります。特に2つの決議は地方経済、自治体財政の基盤強化をするため強く要請するものであります。特別決議を朗読いたします。

1つ、分権型社会の実現に関する特別決議。

現在、我が国は米国に端を発する世界的な金融危機の影響を受け、経済の停滞を余儀なくされており、先行き不透明感が強く、地域経済は深刻度を増している。こうした中、地方が将来に向け明るい展望を開いていくためには、国と地方がそれぞれの力を出し合い、支え合っていくことが重要であり、国が国家存立及び国家基本戦略に係る役割に専念し、地方のことは地方に任せるべきである。まさに分権型社会の実現が望まれる。特に、町村は、人口は少ないながら4割を超える国土を管理し、しかも国境に位置するところも多い。さらに、都市の住民にとって欠かせないきれいな水、きれいな空気、貴重な食糧を提供し、大事な憩い、あるいは安らぎの場所ともなっている。町村こそ将来の我が国を支える源となるものである。よって、下記事項の実現を図るよう強く要請する。

1、国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与、義務づけ、枠づけの廃止、縮小等を着実に実施する。医療保険等国ですべきことは市町村に任せず、国の責任で実施すること。

2、全国画一的な制度を見直し、町村の地理的状況や文化、歴史等を踏まえ、町村が主体的に選択、実施できる制度の検討を進めること。

3、町村の実態を無視し、さらなる市町村合併につながる道州制は行わないこと。

以上、特別決議する。平成20年11月19日、第52回町村議会議長全国大会。

2つ、町村税財源の充実強化に関する特別決議。

近年、権限、人、仕事、情報、金などが中央に集中する一方で、多くの町村は高齢化、人口減少が進み、地域間の格差をますます拡大している。このような状況の中、地方交付税の縮減が行われるならば自治体財政の崩壊を招き、町村の存在が危ぶまれることになる。また、道路特定財源についても一般財源化を検討するに当たっては、今後の町村における道路整備や維持管理等に支障が生じないよう制度の構築を図る必要がある。さらに、今般の燃油価格の高騰により地域経済が疲弊し、地域産業そのものの崩壊が危惧されており、そのための緊急措置がぜひとも必要で

ある。よって、下記事項の実現を図るよう強く要請する。

1、平成21年度予算の編成に当たっては、社会保障関係の経費が増大を続ける中、地方財政計画に地方の財政需要を適切に反映した上で地方交付税総額を復元、増額するなど、地方税財源の充実確保及び地域間格差の解消を図ること。

2、道路特定財源の一般財源化に当たっては、国税、地方税ともに暫定税率分も含め現行の税率を維持すること。必要な道路を整備するための財源、地方枠を確保し、道路が果たしている役割や整備がおこなわれている町村の現状を踏まえ、道路財源の充実確保を図ること。

3、今般の燃油価格の高騰に伴い、厳しい状況に陥っている農林水産業、製造業、運輸業等の経営安定を図るため、即効性のある新たな補てん措置及び金融・税制措置等の充実強化を図ること。

以上、特別決議する。平成20年11月19日、第52回町村議会議長全国大会。

次に、11月20日、東京都西多摩郡日の出町におきまして、行政調査を実施いたしましたので報告いたします。

都心から西へ約50キロの位置にあり、人口は昭和30年の合併時、約8,300人、平成20年は約1万6,000人であり、都心へ通勤可能な位置にあり、町づくり、少子高齢化対策を強く推進しており、定住対策につなげております。特に多摩地区25市1町約400万人の年間約130万トンに及ぶごみ処理を焼却灰残渣の埋め立てからエコセメントの生産に進め、埋立地処分場の延命を図り、リサイクル率をさらに高め、跡地利用につきましても運動施設、緊急災害時のヘリコプター用基地に利用、また清流復活の貯水池を設け、新たな水辺の環境がつくられています。焼却灰残渣は1日300トンの処理をし、エコセメントの生産量は1日約430トンであり、品質は普通セメントと同等であり、各種土木工事やコンクリート製品等に多く使用されております。25市1町の循環組合から日の出町に地域振興費として年11億円が拠出され、少子化対策としてゼロ歳から15歳までの児童に月1万円のクーポン券を交付、21年度からは高齢者対策といたしまして75歳以上の医療費の無料化等、日本一の福祉施策を宣言しています。さらにイオン日の出町の誘致を進め、年間約3億円の税の収入増を可能にし、将来は人口3万人の町を目指しています。鳥取県人口の約7倍のごみ処理、近代的なリサイクルを行っており、福祉施策充実のためには町民のごみ、産業廃棄物処理に対する理解度が大きな要因であることを認識したところであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 議案第84号

○議長（石上 良夫君） 日程第5、議案第84号、南部町副町長の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。議案第84号、南部町副町長の選任についてでございます。

南部町副町長として次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、南部町与一谷213番地。氏名、藤友裕美。生年月日、昭和23年7月14日でございます。

よろしく御審議のほど賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議ありますので、起立により採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第6 議案第85号

○議長（石上 良夫君） 日程第6、議案第85号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 議案第85号、南部町教育委員会委員の任命についてでございます。

南部町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、南部町宮前442番地。氏名、永江多輝夫。生年月日、昭和27年6月10日。任期は4年でございます。もうお一方、南部町朝金145番地3、細田葉子。生年月日、昭和35年2

月1日。任期は4年でございます。

これは、永江教育委員については任期満了で再任をお願いするというものでございます。また、もうお一方、安川委員が任期満了でございますけれども、教育委員会の法改正によりまして、保護者の中から委員を選任するということに変わったために、朝金の細田葉子氏を委員として任命をお願いをしたいというものでございます。

よろしく御審議いただきますように、お願いします。

○議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回の教育委員の選任については、今、全国的に問題になっております全国統一学力テストに対する教育委員会の対応の問題があると思います。そして、永江教育長は南部町のテスト結果の開示について文部科学省の対応とも、それから全国日弁連の対応、その他全国学力テストに対して、いろいろ過度な競争を助長するようなものだという批判がわき起こっていますが、このことに対して教育的な配慮をしていくべきだと私は考えるんですけれども、積極的に学校間格差を広げていくような内容を含んでいます。こういうものを積極的に開示の姿勢をとっておられる永江教育長を再び選任されるという町長の御判断について、見解を求めたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。学力テストの結果の開示についてどうかということでございますけれども、私は、これは永江教育長だけで進めていることではなくて、南部町の教育委員会の委員さん方の合議に基づいて、そのような学力テストの結果の開示ということを行っておられるというように思っております。当然お話にありました教育的な配慮といったようなことや、あるいは情報公開の必要性といったことをいろいろしんしゃくなさって、教育委員会として御判断なされたというように思っております。今日までの教育長としての行政手腕というようなことを十分考慮いたしまして、再任が適当だというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 教育委員会が合議制で判断をしたということですが、町長としては永江教育長を再び教育委員として選任されるということは、今の教育長がとっておられることが正しい判断だという認識に立っておられるというふうに考えておられるのかどうか。その点、再度よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 正しいとか正しくないとかいうことの前に、これは情報公開の実施機関である教育委員会というものが行った処分であります。よろしいですか。情報公開の実施機関である教育委員会が行った処分であります。ですから、永江教育長の人事ということと直接は、私はリンクしないのではないかとこのように思っております。

私は、前の議会でも御質問があってお話をいたしておりますけれども、教育委員会の行ったこの処置ですね、処分については妥当なものではないかと、このように答弁をしておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私も先ほど植田議員が言ったのと同様な考えであったので、その点については控えますが、もう1点、新しく細田葉子氏は、先ほどの町長の提案理由では保護者の中からということで選任したということなのですが、参考として、保護者であれば児童が何人で何学年にお持ちかということをお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。お子様が4名おられまして、高校生から小学生というぐあいに伺っております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 4年間の任期がありますが、その後も法改正に伴うということが理由にあったですから、今後こういう体制でいかれるということには継続される考えというぐあいに受けとめていいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）答弁ありますか。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。これは法律の改正というようなことを受けて措置をされるわけでございまして、保護者の中から選べと、全員ではないわけですがそれでもそういうことになっておりますので、最低1人はこれで確保できたというように理解をいたしております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議ありましたので、起立により採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第7 議案第86号 から 日程第22 議案第101号

○議長（石上 良夫君） お諮りいたします。この際、日程第7、議案第86号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の制定についてから、日程第22、議案第101号、平成20年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）までを一括して提案説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第86号から日程第22、議案第101号までを一括して提案説明といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第86号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の制定について。

次のとおり南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

議案の方を見ていただきたいというふうに思います。

この条例でございますが、これは非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等について、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する規則に基づいて行っておるところでございますが、非常勤職員等の勤務条件などを整理いたしまして、さらに、これまで非常勤職員に支給できなかった通勤手当及び一時金を支給をする。そのことによって、また超過勤務を行った場合に、これに相当する賃金または報酬の支払いができるよう条例を定め、非常勤または臨時的任用職員により働く者の労働条件を改善をしようとするものでございます。

この条例は、第1条から第19条までの条文で構成をしておるところでございます。詳細については省略をしたいというふうに思います。

この条例の施行日は、平成21年4月1日といたしております。ただし、第4条の第2項、これは任命、任用については競争試験または選考によるという規定でございますが、この規定と第

6項の規定については公布の日から施行することといたしております。第6項については、任用についての承認、それから期間更新の規定でございますけれども、これは4月1日から適用するということになりますと、その以前に実施に向けていろんな作業を行う必要があるわけございまして、その2つの規定については公布の日から施行するというようにいたしておるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

次に、議案第87号でございます。南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでございます。

次のとおり南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律によりまして、専門的な知識を有する者を期間を区切って採用することができるというふうになっております。この適用を行うには、当該法律に定める各種事項について条例で定めることとされており、条例によりこの事項について定め、多様な採用制度を整備をし、能率的な行政の確保を図るため本条例を制定をしようというものでございます。

この条例の施行日は、平成21年4月1日といたしておりますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

この条例については、第1条から第9条までの条文で構成をいたしておるものでございます。ひとつよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

次に、議案第88号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について。

次のとおり南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例には新旧対照表もお配りしておるというふうに思います。そちらの方を見ていただいた方が早わかりをするかというふうに思います。両方参照しながら見ていただきたいと思っております。

この条例でございますが、これはことしの8月、人事院より、一般職の職員の勤務時間がこれまでの週40時間から週38時間45分、1日当たり7時間45分ということでございますが、これに短縮をする勧告が出されたところでございます。これに伴いまして、一般職の職員の勤務時間を週40時間から38時間45分に変更することとなったため、必要な改正を行うものでございます。

第1条におきましては、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行っており

ます。職員の勤務時間を週40時間から週38時間45分、1日の勤務時間を8時間から7時間45分にそれぞれ短縮をする改正を行っておるものでございます。

また、この勤務時間に直接は関係ありませんが、第12条第1項第3号中にあります公庫の予算及び決算に関する法律の名称が、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律ということに改正をされておまして、同法第1条に規定されている公庫とは沖縄振興開発金融公庫であるものでございまして、その条文を改正をいたすものでございます。

それから、第2条におきましては、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正を行っております。職員の1日の勤務時間を7時間45分に短縮するため、職員手当の算出の基礎となる勤務時間数について、8時間を7時間45分に改めるものでございます。

この条例の施行日は、平成21年4月1日といたしておるものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第89号、南部町農村地域工業等導入促進法に基づく指定区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町農村地域工業等導入促進法に基づく指定区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例につきましては、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の一部改正によりまして、同省令第3条に規定する期間が平成21年12月31日まで延長されたことに伴いまして、本町におきましても同日まで延長するための条例の改正を行うものでございます。

この条例の施行日は、公布の日といたしております。

また、経過措置として改正後の条例の規定は、平成20年度分の固定資産税から適用するものであります。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第90号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について。

次のとおり南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例につきましては、これまで国民健康保険税の納付期限を8期といたしておりましたが、このたび電算処理等の準備が整ったということがございまして、この期間を9期とするために条例を改正をいたすものでございます。具体的には新たに第9期を設けまして、その期限を3月1日から同月31日までとするという内容のものでございます。

この条例の施行日は、公布の日といたしております。

また、経過措置として改正後の条例の規定は、平成21年以降の年度分の国民健康保険税から適用し、平成20年度分までのものについては、なお従前の例によるという経過措置を設けておるものでございます。

議案第91号、南部町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例は、現在普通財産の交換、譲与、もしくは減額譲渡、物品の譲渡などを行う場合に、町内にあります自治会などの公共的団体に対してこれらの行為を行うことができないことになっておるわけでございますが、これを可能にするために、新たに対象となる団体として公共的団体を追加をするための条例の改正を行うものでございます。

この条例の施行日は、公布の日といたしておりますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第92号、南部町国民健康保険条例の一部改正について。

次のとおり南部町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されました。これによりまして出産育児一時金の額について健康保険法施行令第36条の規定を勘案して、町長が必要と認める場合において、現行の35万円に3万円を限度として加算できるということになりました。そのため第5条を改正し、出産一時金を38万円を上限に支給することができるように整備をいたすものでございます。

この条例の施行日は、平成21年1月1日といたしております。

また、経過措置としてこの条例の施行日の前日、平成20年12月31日までに出産した者に係る出産一時金の額については、なお従前の例によるということを経過措置として定めておるものでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

ここで新旧対照表の一番最後のページを出していただきたいと思っております。

ここで新旧で、新の方でございますが、第5条を定めております。この条文の3行目の中に「第36号」という「号」の表示をしておりますが、第36条、1条、2条の「条」でござい

すので、訂正をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議案第93号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この条例につきましては、町内の公の施設で指定期限が21年3月31日までの施設及び現在直営をしておる施設について、新たに施設の管理を行っていただく指定管理者の指定を行うものでございます。

施設の名称、それから指定管理者となる団体及び指定の期間等については、25ページをごらんいただきたいというふうに思います。

なお、指定管理者になる団体につきましては、去る11月の12日に健康福祉課所管施設について、11月の14日に教育委員会所管施設について、また11月19日には産業課所管施設について、それぞれ指定管理候補者選定委員会を開催をいたしまして、管理に関して審査をいただき、承認をいただいておりますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長、陶山でございます。

一般会計の補正予算（第4号）について御説明いたします。別冊になっておりますので御準備をお願いいたします。

議案第94号

平成20年度南部町一般会計補正予算（第4号）

平成20年度南部町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197,243千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,992,088千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成20年12月5日

南部町長 坂本 昭文

それでは、内容について御説明します前に、このたびの補正の内容の主なものについて御説明いたします。4点ございます。

まず1点は、国の補正予算に伴い、会見小学校体育館耐震補強事業を来年度するものを前倒しで実施するための予算、これが7,130万9,000円でございます。

2点目、軽自動車税を来年度からコンビニ収納、コンビニエンスストアでの収納をするためのシステム導入費用に77万8,000円を計上いたしました。

3点目、公的年金から住民税を特別徴収するためのシステム改修費用に447万5,000円。

4点目、昨年同様、灯油の価格が高騰をしておるという事態に対応するため、この高騰価格に対しての助成制度を検討し、本議会に提案しております。しかし、ここに来まして急激に価格が下落傾向にあることから、今後の実施については検討課題であるというぐあいに認識しております。

では、歳出から説明させていただきます。13ページをお開きください。13ページでございます。総務費、総務管理費、1目一般管理費でございます。負担金補助及び交付金で特別職退職手当組合負担金39万9,000円は、町長、副町長の改選月の新旧の負担を払わなければならないということからの補正でございます。

次に、7目財産管理費でございます。燃料費の92万5,000円は法勝寺庁舎、天萬庁舎の燃料費。その下の光熱水費の62万8,000円は法勝寺庁舎が主でございますが、電気代、水道料の不足分でございます。これは、本年春先からの燃料費等の高騰による補正でございます。次は委託料でございます。公的年金からの住民税特別徴収対応に係るシステム改修委託料447万5,000円は、公的年金から特別徴収が平成21年10月から実施されることに伴いまして、これを改修するものでございます。その下は、先ほど申しましたように、コンビニ収納システム導入委託料77万8,000円です。コンビニでも税の支払いができるようにしまして、支払いの利便性を向上させることで、住民サービスの向上と税の収納率のアップを図るものでございます。まずは軽自動車税を21年度からコンビニ収納できるようにするものでございます。

次は下段、8目財政調整基金でございます。財政調整基金積立金33万円は利子の積み立てでございます。その下の基金積み立ても同じく利子の積み立てでございます。

14ページに移ります。14ページ、16目企画費でございます。ここでの主なものは、巡回ラジオ体操を8月8日に花回廊で実施いたしました。多くの参加者があり、盛況に終わりましたが、不用額をここで整理させていただいております。負担金補助及び交付金の22万7,000円の減、これはホームステイを予定しておりましたオハイオ州立大学が来町できなくなったことによる減額でございます。

その下、18目地域自治振興費でございます。負担金補助及び交付金のまちづくり推進助成事業補助金12万5,000円は、東西町地区の有線放送設備の整備のための助成でございます。

次は、21目諸費でございます。償還金、利子及び割引料の445万円は、実績に基づく精算返還金を8件、この中でお願いしております。

16ページをお開きください。民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。給料の一般職員給料268万5,000円の減は、育児休業分を減額しております。次に、地域ソーシャルワーク力向上事業補助金111万円は、当初30万円をお願いしておりましたけれども、事業の見直しを行い、地域の福祉力向上を図る取り組みを実施するための予算をお願いしております。その下、災害援護資金貸付事業償還金でございます。169万1,000円、これ2名の方が鳥取西部地震のとき借りられた貸付金を、このたび繰り上げ償還をされましたので、これを県へ償還するための補正でございます。

次は、下段の2目障害者福祉費でございます。17ページをごらんください。備品購入費の拡大読書器等購入100万円は、予算の組み方に誤りがあることから、その下の負担金補助及び交付金の臨時特例基金特別対策事業補助金から一部を組み替えさせていただいております。その下の扶助費でございます。心身障害者医療費助成189万3,000円は、町単独の助成でございます。入院による請求が多かったため追加をお願いするものでございます。次は、補装具助成47万円でございます。車いすの助成の追加による増額をお願いするものでございます。その下の更生医療助成204万8,000円は、透析をされておる方の助成が昨年4名から本年20名とふえたことによるお願いでございます。これは特別医療から外れたための移動でございます。その次が、身体障害者自立支援介護給付助成2,706万2,000円、これは年度末までの給付見込みの不足分をお願いしているものでございます。

次に、4目高齢者福祉費でございます。負担金補助及び交付金の南部箕蚊屋広域連合負担金1,503万1,000円は、4月から2名の職員を包括センターに派遣したこと、これが主な原因の補正でございます。

次、18ページでございます。民生費、児童福祉費、5目保育園費でございます。報酬の臨時

保育士201万9,000円は、すみれ保育園分、それからひまわり保育園分等の人事異動、それから産休によるものでございます。その下、給料の一般職員給料334万5,000円は、2名の保育士が育児休業を取得したための減でございます。下の下段まで、過不足の調整がこの後あります。

19ページに移らせていただきます。めくってください。このページも過不足の調整でございます。中ほどの衛生費、保健衛生費、5目環境衛生費をごらんください。負担金補助及び交付金で、リサイクル事業奨励金12万5,000円は、会見小学校で新たに取られることによるものでございます。その下、ごみ減量化推進補助金35万円は、振興区で平成19年度と比べて、可燃ごみ量を平成20年度に5%削減に向かって取り組んでいただいております。これを交付するものでございます。

次に、20ページでございます。衛生費、清掃費、2目下水処理費でございます。繰出金の浄化槽整備事業特別会計繰出金の600万6,000円は、平成19年度からの繰越金が655万7,000円ありましたので、調整のための減額でございます。

その下に移ります。農林水産業費、農業費、1目農業委員会費でございます。報酬の農業委員会委員報酬の104万9,000円の減は、定数の25名分の予算を計上しておりましたけれども、21名の方が委員となりましたので4名分を減額するものでございます。

次は、5目農業振興費でございます。負担金補助及び交付金の農業経営基盤強化資金利子補給補助金の4,000円は、2件の申し込みがありましたので、債務負担行為の補正と合わせましてお願いするものでございます。その下の町単独地産地消奨励事業補助金47万7,000円は、これは会員数の増加と西伯病院、保育園への食材供給を開始したことによる増加分でございます。飛びまして、その次の、ブランド「ザ・二十世紀梨」事業補助金の499万4,000円は、これは県の新規事業でございます。ナシの糖度向上による付加価値を高めることを目的とした網かけ施設を設置するための補助事業でございます。現在1件の申請がありましたので、お願いをするものでございます。

その下の、10目地籍調査費でございます。ここでは事業費総額の変更はございませんで、組み替えをお願いいたしております。

22ページをごらんください。中ほどの土木費、道路橋梁費、2目道路新設改良費でございます。ここでも、町道賀祥今長線改良工事の事業費総額はそのままで、予算の組み替えをお願いしております。

23ページでございます。消防費です。消防費、1目非常備消防費でございます。需用費の備

品修繕料110万5,000円は、防災行政無線戸別受信機の修理申し込みが私どもが想定した以上にございまして、9月補正につきましてお願いするものでございます。

24ページでございます。中ほど、教育費、小学校費、1目学校管理費でございます。ここでは国の補正予算に対応しまして会見小学校の体育館耐震補強等の予算をお願いしております。委託料で会見小体育館耐震補強等設計監理委託料480万9,000円、工事請負費で会見小体育館耐震補強等工事で6,650万円でございます。

教育費、中学校費、1目学校管理費でございます。ここで25ページをごらんください。上段の方で使用料及び賃借料の電算機器借上料142万2,000円の減は、これは南部中学校でパソコンを更新しておりましたが、機種の新調に不測の時間を要したため、9月導入になったことによる減額でございます。

その下、2目教育振興費でございます。自動車借り上げ料の96万6,000円の減、これはバスの借り上げ料でございますが、町所有のバスで対応できたことによる減額でございます。

次に、教育費、社会教育費、3目文化財保護費でございます。ここでは180号バイパス工事埋蔵文化財調査の費用801万円を追加をお願いしております。当初、重機作業は急傾斜地では無理と判断して手作業で調査をしていましたが、重機でも作業が可能だということで県と協議し、作業の効率を上げるためにこのたび追加をお願いしております。

次に、26ページに移ります。中ほどの教育費、保健体育費、2目体育施設費でございます。工事請負費の町民グラウンド管理棟屋根修繕工事310万円は、浅井にあります町民グラウンドの管理棟の屋根の排水が詰まりまして、かなり腐食しておりますので屋根改修をお願いするものでございます。

次、3目学校給食費でございます。需用費の賄い材料費326万6,000円は、学校給食用の賄い材料ですが、材料費の高騰のためお願いするものでございます。

次は、下段の公債費でございます。地方債償還元金5,082万2,000円は、昨年からの公的資金繰り上げ償還をお願いしておりますが、本年も実施するというようお願いするものでございます。現在、6%程度の利率で借り上げているものを借りかえるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

歳出予算に伴う財源が今回の歳入の主なものでございます。9ページをお開きください。上段の1目地方税等減収補てん臨時交付金でございます。自動車取得税減収補てん臨時交付金93万3,000円と、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金37万1,000円は、道路特定財源の

暫定税率失効期間、4月でございました、の減収を埋めるための交付金でございます。

次に、その下の地方交付税でございます。普通交付税の交付決定額は28億7,720万4,000円でございます。ここでは歳入歳出の調整で、この一部2,935万円を予算計上させていただきます。

次に、2目民生費負担金でございます。臨時特例基金特別対策事業負担金59万8,000円は、町内施設わかとり作業所、祥福園などで町外の利用者に対する出身市町村からの負担でございます。

次は、1目民生費国庫負担金でございます。支援法介護給付費国庫負担金1,376万6,000円と、自立支援医療費国庫負担金102万4,000円は、歳出の増額に伴う補正でございます。

次に、3目教育費国庫補助金でございます。学校教育施設等整備費補助金522万9,000円は、会見小学校体育館耐震補強事業に対する補助金でございます。

その下の4目総務費国庫補助金の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金1,272万2,000円は、このたびの国の補正予算により、安心実現のための緊急総合対策に取り組むための交付金でございます。我が町では全額を会見小学校体育館耐震補強等事業に使うようお願いするものでございます。

次に、10ページに移ります。このページも歳出で説明しました予算の財源の補正になっておりますので、説明を省略させていただきます。

11ページに移ります。1目利子及び配当金でございます。財政調整基金利子33万円と公共施設整備基金利子3,000円、緑水園管理運営基金利子3万7,000円は、積立金の利子の増額をお願いするものでございます。

2目民生費貸付金元利収入でございます。災害援護資金貸付金元利収入169万1,000円は、借り受け者の繰り上げ償還があったためと先ほど申しましたが、この増額補正をお願いするものでございます。

次に、諸収入の4目雑入でございます。南部箕蚊屋広域職員派遣給与支払い委託金630万9,000円の補正は、地域包括支援センターが各町村に設置されたことによる派遣職員分の補正でございます。その下、南部箕蚊屋広域連合負担金過年精算戻し金463万1,000円は、平成19年度の負担金の実績による精算でございます。

町債に移らせていただきます。1目総務債、合併特例事業債5,060万円の増は会見小学校体育館耐震補強等事業によるものでございます。

6目の借換債でございます。児童福祉施設整備借換債770万、公園施設整備借換債2,040万、学校施設整備借換債2,250万は、高金利の公的資金、財政融資の借りかえをお願いするものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

5ページをお願いいたします。第2表の説明をさせていただきます。

第2表の債務負担行為補正でございます。農業経営基盤強化資金利子補助でございます。変更前が、期間平成20年度から平成36年度、限度額が178万円。これを变更后、平成21年度から平成36年度、限度額を141万4,000円に変更をお願いするものでございます。

6ページ、もう1枚めくってやってください。地方債の補正でございます。

ここでは会見小学校体育館耐震補強等事業債5,060万、それから公的資金借換債、こちらも偶然ですが5,060万、同額になっております。起債の方法、利率、償還方法については記入のとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。

議案第95号

平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度南部町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,770千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,264,075千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年12月5日

南部町長 坂 本 昭 文

事項別明細で説明をいたします。

歳出の方からでございますので、7ページになります。主なところでの説明をさせていただきます。

たいと思います。2款、療養諸費の関係でございますが、諸費につきましては2,588万8,000円増額を補正をいたしまして、7億2,331万7,000円にするものでございます。いずれも半年間の実績で月平均を出しております。今後も半年間を計算し、合算額を見込み補正をするものでございます。

ちなみに、一般被保険者の部分でいきますと、月当たり948万4,000円の増額となっております。

退職被保険者の関係では762万5,000円の減額となっております。

一般療養費ですが、これは8万8,000円の増額となっております。

続きまして、高額療養費でございますが、同じようなことでございまして、月に直しますと131万3,000円の増加となっております。

済みません。それではもとへ戻ります。

療養諸費につきましては先ほど申したところでございます。

高額療養費では1,010万4,000円の増額をいたしまして7,760万円とするものでございます。これは当初予算から比べますと、月平均で131万3,000円ふえたということになります。

続きまして、8ページになりますが、共同事業拠出金でございます。

○議員（4番 植田 均君） 議長、議長。

○議長（石上 良夫君） はい。

○議員（4番 植田 均君） ちょっと説明がわからないですよ。わかりませんわ。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩、休憩します。

午前11時51分休憩

午前11時53分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○健康福祉課長（森岡 重信君） そういう前段にお話をしたものでございまして、もとへ戻りますと、保険給付費、療養諸費でございますが、半年間の実績を見まして数字を上げたものでございます。合計しますと2,588万8,000円の増額をいたしまして、7億2,331万7,000円に増額をするものでございます。

高額療養費につきましても療養費の増額によるものでございまして、1,010万4,000円増額をいたすものでございます。

続きまして、8ページになりますが、これも拠出金額の再算定を行っております。それによる増額でございます、共同事業拠出金で3,279万8,000円の増額をしております。

保健事業ですが、保健施設普及費、人間ドック委託料87万4,000円の減額でございますが、これは実績の76人ということになっております。

以上が歳出の説明でございます。

戻っていただきまして、5ページになりますが、歳入の方です。国庫負担金、県支出金、共同事業交付金につきましては、支出の増によるものでございまして、このような形になっております。

次のページですけれども、繰越金でございます。平成19年度の収支差し引き額5,090万8,931円の全額を補正するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 以上で午前中の説明を終わります。

午後は1時から再開しますので、御参集お願いいたします。休憩します。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（石上 良夫君） 午前中に引き続いて議案の説明、再開をいたします。

上下水道課長、松原秀和君。

○上下水道課長（松原 秀和君） 上下水道課長です。

議案第96号

平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度南部町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,888千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ294,265千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成20年12月5日

南部町長 坂本 昭文

この補正の主なものは、県道改良工事等に伴います移転補償工事の追加と、それから繰り上げ償還等に伴います補正でございます。

それでは、6ページをお開きください。歳出でございます。1目一般管理費でございます。28万円の補正でございますが、これは主に人事異動によります補正でございます。

第2目維持管理費42万3,000円の補正でございますが、これは先ほど申し上げました県道改良工事に伴う下水管の仮設工事138万6,000円。それから、13節委託料の105万8,000円の減額は、これは実績に応じまして減額をお願いをするものでございます。

それから、2款公債費の1目元金でございます。5,618万5,000円を補正いたすものでございます。これは先ほど申し上げました地方債の償還元金でございます。6.2%と6.6%の、この2口を低利に借りかえる分での支出でございます。

5ページにお戻りください。歳入でございます。繰越金、1目繰越金でございます。これにつきましては前年度繰越金10万2,000円を補正するものでございます。

5款諸収入、1、雑入でございます。138万6,000円の補正は、先ほど申し上げました県道改良に伴います仮設工事の補償金でございます。

6款町債でございます。2目借換債5,540万円の補正をお願いするものでございます。これも公的資金への借換債の入でございます。

3ページにお戻りください。第2表、地方債補正でございます。追加でございます。公的資金の借換債5,540万円の補正をお願いするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

よろしく御審議方を、お願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、滝山克己君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長でございます。

議案第97号

平成20年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度南部町の建設残土処分事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ479千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年12月5日

南部町長 坂本 昭文

このたびの補正予算でございますが、基金の定期満期時期が5月30日になっているものを、年度内に移すために発生する利息を基金の方に積み立てるものでございます。

事項別明細の4ページをお開きください。まず、歳出でございますが、1款総務費の建設残土処分場基金費といたしまして、積立金で11万5,000円。

その上でございますが、歳入。財産収入で利子及び配当金、これは残土処分場跡地整備基金積立金利子ということでございます。理由は先ほど申し上げましたとおりでございます。定期預金の終期が5月30日であるため、決算事務に影響を及ぼす恐れがあるために、年度途中の満期と変更したいというのが理由でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(石上 良夫君) 上下水道課長、松原秀和君。

○上下水道課長(松原 秀和君) 上下水道課長です。

議案第98号

平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度南部町の浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ551千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,355千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年12月5日

南部町長 坂本 昭文

この補正の主なものは、前年度繰越金655万7,000円を繰り入れるものに伴いまして、修繕費等々の補正をお願いをするものでございます。

事項別明細書、4ページをお開きください。歳出の方から御説明をいたします。55万1,000円の補正をお願いするものでございます。これはプロア等、修繕等がかなり膨らんできております。そのためにお願いをするものでございます。

上段の歳入でございます。4款の繰入金、1目一般会計繰入金を600万6,000円減額をするものでございます。

5款の繰越金でございます。1目繰越金でございますが、繰越金655万7,000円を補正いたすものでございます。

御審議方、よろしくお願いをいたします。

議案第99号

平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度南部町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,001千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242,580千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成20年12月5日

南部町長 坂本 昭文

これの補正の主な理由は、繰越金として258万6,000円を増額をいたすものでございます。それから、借換債に伴います5,032万2,000円の借換債で増額をお願いをするもの

でございます。

それでは、事項別明細書の方で御説明をいたします。6ページをお開きください。歳出でございます。1目一般管理費でございます。これは4月の人事異動によります補正でございます。27節の公課費81万3,000円でございますが、これは消費税の19年度確定によりましてお願いをするものでございます。

それから、2目維持管理費でございます。94万8,000円の補正をお願いするものでございます。これは西伯中央の第2処理場が稼動によりまして、電気使用料が増額になったものでございます。

2款の公債費でございます。1目元金でございます。5,032万2,000円の補正をお願いをするものでございます。これはいずれも6.2%、それから6.6%等の繰り上げ償還を行うものでございます。

5ページにお戻りください。歳入でございます。3款の繰入金でございます。1目一般会計繰入金58万5,000円の減額をお願いをするものでございます。

4款繰越金、1目繰越金258万6,000円をお願いをするものでございます。

それから、6款町債、2目借換債5,000万円の借換債をお願いをするものでございます。

3ページにお戻りください。第2表、地方債補正でございます。公的資金の借換債として5,000万円の追加をお願いをするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、記載をしておるとおりでございます。

よろしく御審議方を、お願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、畠稔明君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。

議案第100号

平成20年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度南部町の墓苑事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ883千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,616千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年12月5日

南部町長 坂本 昭文

このたびの補正は、新たに2区画の返還が発生いたしました。返還金の不足が生じました。あわせて今後、1区画の返還があった場合を想定し、合計3区画分の補正をお願いするものでございます。

予算に関する説明書の4ページをお開きください。歳入でございますが、先ほど申し上げましたように、墓地使用料といたしまして3区画分88万3,000円。

それから、歳出といたしまして、墓地の返還に伴います使用料の返還金、こちらの方も3基分ということで、平成20年度から未使用の墓地の返還があった場合には使用料の9割を還付することとなっておりますので、墓地使用料の88万3,000円の9割、79万5,000円を計上いたしました。

そして、使用料の88万3,000円から償還金79万5,000円を差し引いた8万8,000円を予備費といたしております。

御審議の方、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 上下水道課長、松原秀和君。

○上下水道課長（松原 秀和君） 上下水道課長です。議案第101号、平成20年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、平成20年度南部町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、平成20年度南部町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、補正予算額547万6,000円を補正をお願いし、合計2億1,276万4,000円でございます。

支出でございます。支出は547万6,000円の補正をお願いし、合計は2億1,276万4,000円でございます。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧中「93,548千円は過年度分損益勘定留保資金」を「95,313千円は当年度分損益勘定留保資金及び過年度分損益勘定留保資金」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をする。

収入でございますが、資本的収入は9,660万7,000円の補正をお願いをし、合計1億

195万5,000円。

次のページ、支出でございます。資本的支出は9,837万2,000円の補正をお願いをし、合計1億9,726万8,000円をお願いをするものでございます。

特例的収入及び支出。第4条、予算に「第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の額は、それぞれ31,184千円、55,481千円である。」を追加する。

企業債。第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

上水道拡張工事400万を補正後は減額をするものでございます。これは、当初起債対象で水道管の布設がえ等を予定をいたしておりましたが、県道改良工事等々に伴います補償工事の対象となったために減額をするものでございます。

公的資金借換債1億60万円でございます。これは繰り上げ償還に伴います借換債のものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

一時借入金。第6条、予算第6条中「17,500千円」を、「116,000千円」に改めるものでございます。

この主な理由につきましては、県道改良工事等々に伴います受託工事収益の増と、支出面では人事異動によります職員の1名減が主なものでございます。それと、借換債等に伴います増額でございます。

予算の明細書の方で御説明いたします。11ページをお開きください。収入でございますが、3目受託工事収益547万6,000円の補正をお願いをするものでございます。これは、先ほど申し上げました県道改良に伴う水道管の補償でございます。

支出でございます。1目の原水及び浄水費でございます。受水費12万5,000円は、昨年度米子市から分水を受けておりました3月の精算分といたしまして、4月に支払うためのものでございます。

それから、2目配水及び給水費でございます。504万7,000円の補正をお願いするものでございます。主なものは、配水管等々の修繕、それから雷等によります計器等の修繕料、これが膨らんできたためにお願いをするものでございます。

3目受託工事費でございます。762万1,000円の補正をお願いをするものでございます。これは、工事請負として県道改良に伴います水道管の移設工事を行うものでございます。

4目の総係費でございますが、これは人事異動によりまして職員の1名減に伴うものでございます。その中で上から3行目、節の保険料20万1,000円でございます。これは、全国町村

会の建物災害共済に水道施設それぞれ39件、すべて保険に加入するものでございます。雷等に伴います修繕費が膨らんでおるために保険に加入し、支出を抑えていくということでございます。

6目の資産減耗費51万1,000円でございますが、これは水源ポンプ等の取りかえを2カ所行っております。それに伴うものでございます。

それから、2項営業外費用でございます。そのうち2目雑支出5万円でございます。これは、過年度の還付金として5万円の補正をお願いをするものでございます。

引き続きまして、13ページ、資本的収入及び支出でございます。1目の企業債でございます。9,660万円の補正をお願いをするものでございます。これは、借換債として簡水分、上水分の借換債をお願いをするものでございます。

それから、支出でございます。1目の上水道拡張工事297万7,000円の減額は、これは県道拡張工事で県の補償対象となったために……。

○議長（石上 良夫君） はい。

○議員（4番 植田 均君） 何か説明されている数字とページ数が応じてないようなんですけども。（「合ってる」と呼ぶ者あり）合ってる。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後1時27分休憩

午後1時28分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○上下水道課長（松原 秀和君） 2項の企業債償還金でございます。企業債償還金は1億119万円の補正をお願いをするものでございます。これは、繰り上げ償還に伴います補正でございます。

それから、4項投資でございます。1目基金造成費でございます。15万9,000円をお願いをするものでございますが、これは記載をしているとおり基金の利子を積み立てるものでございます。

以上、御提案申し上げ、よろしく御審議方をお願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） 提案説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、議事の進行上、日程の順に従い、またページ及び項目を明示されるよう望みます。

議案第86号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の制定について

て。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） 何点かお聞きしますが、これは大変いい条例ができたなと思っております。

○議長（石上 良夫君） 細田議員、マイクをちょっと向けてください。

○議員（9 番 細田 元教君） 済みません。この条例で、前これは規則でやっておられたと最初説明を受けました。これが今度は条例になりますが、そうなればもとなる法律というか、条例というか、もとなるものはどのような法律があるのか。

それと、今の対象人数ですね、各部署ごとにわかれば教えていただきたいということと、これに伴う金額の差、どれくらいの実質お金がかかるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長、陶山でございます。細田議員の御質問でございますが、根拠法令は何かという御質問でございました。

この件の非常勤の職務については、この議場の議会の場でも何度か御議論いただいたというぐあいに思います。これまでは、そういう後ろ盾になるものがないので、できないという答弁を町長の方がしてたというぐあいに思います。本年 8 月 26 日に人事院の事務総長通知というものがあまして、その中で非常勤の給与改善というものがある一定の勧告がございました。通勤手当や長期勤務者に対して期末手当を支給するべきだというのが、今回の条例の根拠でございます。

それから、人数でございます。人数は非常勤職員が 40 名、現在お勤めいただいております。CATV 3 名、保育園、保育士 23 名、看護師 1 名、給食 6 名、それから小・中、図書館で司書の方が 7 名、内訳は小学校 3 名、中学校 2 名、図書館 2 名、計 7 名の司書の方がおられます。非常勤職員の該当者は、以上 40 名ということになります。

金額でございますが、まだこれからその方の前歴等によりまして処遇が若干変わってまいります。また、1 年 1 年の期間更新ということがありまして、詳しいところまで数字はつかんでおりません。今後、詳細に人が、その方々の勤務の状態等を勘案し、新年度予算に反映していきたいというぐあいに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） ごめんなさい。ちょっと早口で聞き取りが。8 月 26 日、どなたさんの通知でしたかいな。

○総務課長（陶山 清孝君） 人事院事務総長通知です。

○議員（9番 細田 元教君） はい、オーライ。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1点、ちょっとお聞きするんですけども、今までは規則でなっていたということですが、今度は条例化されたんですけども、その中で期末手当とかそういうものがあるんですけども、もう一つなんですけども、私も規則の中でどうなってるかわかりませんので改めて比較して聞くんですけども、ここで通勤手当という口上が載ってるわけなんですけども、今までは出てなかったというぐあいに理解するんですけども、そのとおりでしょうか。

それで、今度通勤手当が出るようになったということになりますと、以前もそうだったのならそれでいいんですけども、例えば通勤途中で事故があったとすると、一応職務の中の内容に含まれると思うんですね。そうすると、これが以前もそうだったのか、今回新たにそういうぐあいになるのかどうなのかということをお聞きしますが、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長、陶山でございます。通勤手当の額のことの御質問がありました。

通勤手当の額は、これまでは報酬の中に算入をしておりました。手当としては出してはならないという法でございますので、その法を曲げるわけにはならないという説明もここでしたと思います。したがって、報酬総額の中に含んで支給しておりました。それを今度、手当の報酬という名前を使いながら、特別な手当だということで条例で皆さんの御承認をいただきたいという提案でございます。よろしくお願ひいたします。

それから、非常勤職員の通勤途上の事故のことでございますけれども、一般職に準じますので、そのときの事故については一般の職員と同様な扱いになるのではないかとこのぐあいに思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） もう1点聞くんですけども、ここには、私もざっと見てあれなんですけども、つまり、条例化されたということは以前もあったと思うんですけども、守秘義務などもきちんとやられたということのものってますし、もう一つなんですけども、例えていうと寒地手当とかそういうものがありますね、それについても準じてそれがのるんだろうかということもあわせてお聞きするんですが、どうなんでしょうか。つまり、正職員と同じような扱いになるとこのぐあいに理解していいんでしょうかということなんです。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。御質問の寒冷地手当等は該当いたしません。すべてが行政職と同じというわけではございません。中の条文等で規定しております、この項目だけを準用しようというものでございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 1つは、週38時間という時間のことですけれども、後の議案で一般職ですかね、38.5時間、人事院勧告ということが出てきますけれども、この条例において38時間と決めておられる意味についてお聞きしたいというのが1点です。

それともう一つは、先ほどからいろいろ待遇の問題で説明を聞いているんですけれども、口頭でいろいろ説明されるものなかなか理解しづらいことがありますので、今まで規則で対応しておられた待遇と今回提案されている待遇での比較の資料を、ぜひつくっていただけたらということをお願いしたいわけですが、その2点、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長、陶山でございます。植田議員の答弁に入ります前に、先ほど亀尾議員の御質問に対して、私はうっかり寒冷地手当については準用しないというぐあいに申し上げましたけれども、地方公務員に対して寒冷地手当自体が廃止になっておりますので、その旨、もう一度訂正させていただきます。

それでは、38時間の根拠でございますけれども、これもこれまでの議論の中で申し上げましたとおり、法令関係の重点的なことでございますので、一般職と特別職の関係、常勤と非常勤の関係が地方公務員法と地方自治法で定められております。一般的には一般職といいますのは、特別職以外の職を指すというぐあいにうたってあるというぐあいに思いますけれども、その中で非常勤というのはどういうものなのかというのが、地方公務員法では明確にうたってありません。これまで2年間にわたりまして大阪の方の研修場に職員を派遣し、直接法務関係者、大学教授等の御意見を聞きますと、現在の地方公務員法でやれるというのはこの方法しかないだろうと、でなければ今までどおりの方法で、例えば超過勤務だとか、そういうものに対しては払えませんといい判断でございました。国家公務員はこの法律が整備されておりますので、非常勤職員はきちんとできるのですが、地方公務員の場合、この辺が非常に難しいところでございます。現時点では法改正がない限り、こういう38時間という時間を非常勤だということで雇用して、皆様の賃金や労働条件を一定程度改善するという方法しかないというのが現在の段階でございます。以上です。

もう1点ございました。もう1点、比較をしてほしいということでございました。どういふぐあいな比較をするのか考えながら、できるかどうかこれから取り組んでみたいと思います。

○議長（石上 良夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第87号、南部町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 1点お聞きしますが、これは読みますと専門職ですか、専門的な知識経験、すぐれた識見を有する人の分ですが、我が南部町では大体どのような方が考えられる、考えというか、ありますか、具体的にちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。どういうものが該当するのかということでございますが、現在のところ、今今ですね、そういうものは該当する者はないと思いますが、周りを見ますと、全国の中の事例を見ますと、例えば企業誘致のスペシャリストを採用するというようなこと、観光カリスマというような方を採用し観光に力を入れるというようなこと、また、金融商品だとかそういう格好のスペシャリストという事例を聞いております。この辺が最初の、非常に特別な技能を持ったお方というものでございます。第3条第1項もしくは第2項という、第1条の中に定める、この辺がそういうスペシャリストを指しております。

それから、相当高度な職員というものも中に出てまいります。これは一定の国家公務員の資格をお持ちの方で、看護師さんや保健師さん、それから保育士さん等、国家公務員、国家資格というものをお持ちの方が該当になるのではないかと思います。現実的には、例えばこれから現在、子育て等が公務員の中で非常に長い期間、また非常に自在な勤務形態がとれるようになってまいりました。こういうところのフォローアップにそういう方を願いますということを想定しています。

3点目には、事務の効率上という項目で、これは一般職でございます。一般職につきましても短期間で事務が急激にふえるとか、行政サービスをするために開庁時間を長くせざるを得ない、しかし、正職員を補強するわけにはならないという場合の事例にこういうのができるのではないかとはいふぐあいに思っています。法に対しまして条例の整備をしませんとできませんので、そういうことに備え、今後の機構改革や人員配置に対して対応するものでございます。よろしく願います。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） これから我が町がぴかっと光るためにも確かに必要ですが、具体的に今後、このようなところにこういう人を入れて我が町をよくしたいというような案がありましたならば教えていただきたい。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。ぱっと非常に景気のいい話ができませんが、現実的なお話になると思います。現実的には保育士が育児休業に入った場合に、そのかわりになっていただく方というのは、早々になかなか手立てができないということも考えられます。また、一般職でもそうでしょうし、保育士でもそういう状況がございます。また、この背景には育児休業が小学校入学までの長い期間の中、いろいろな自在な休暇がとれるようになっております。それに対応するためには、やはり一定の条例の整備が要するという判断の中から、法改正のもとがそういう趣旨でございますので、今回条例を制定するという運びになったものでございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この条例案ですけれども、先ほどの答弁を聞きまして、具体的に想定しているものはないということなんですけれども、私は基本的な構想があってこういう条例案というのが提案されるべきだと思うんですよ。こういうものがあるから、ほんならこういうことをやってみようかじゃないかと思うんですよ、発想が逆なんだと思うんです。もし、こういうことを提案されるもとの何か、どこかのところでこういうことをやってるよというようなことが発想のもとにあるのであれば、そういうところの説明をしていただければと思うんですけれども、私はこの提案はちょっと本末転倒してるのではないかなという感想を持ってるんですけれども、よろしくをお願いします。（「ないよりあった方がええ」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。私は想定をまずしていないと申し上げましたのは、スペシャリストの問題でございます。これは、これからの町づくりの中で観光だとか企業誘致だとかというときに必ず必要だというような事態はあるかもしれません。そういう想定の中で、この一番最初の条例の一番もとはそういうスペシャリストが前提でございます。その後、国家資格をお持ちの方、一般職と、3段階の職員が考えられるというぐあいに御理解ください。

そのような輝かしいところを最初に申し上げましたけれども、具体的には資格を持った職員が長期の育児休業に入ったときに、代替職員が資格を持った職員を採用するのは現条件では非常に

難しいと、その手立てとしてこういう条例を整備し、それに備えておきたいというものでございます。保健師等、国家資格をお持ちの方がその一番の該当者だろうというぐあいに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第 88 号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題にします。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） 1 点でございます。僕、前から週 40 時間というのは聞いてましたけど、急にこれは何だったかな、人事院勧告によるということですが、なぜ 15 分の短縮になったのか、その 15 分の意味というか中身というか、それは御存じでしょうか。もし、これがなれば、ほかの一般企業等にも影響を及ぼすんじゃないかと思えますけども、その点は公務員だけの問題でしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長、陶山でございます。人事院勧告でございますので、基本的には国家公務員の勤務の時間短縮でございますが、これが地方公務員にも影響し、そして全国に波及していくということを、労働時間についてはずっとこれまでそういう流れでございました。

私はその実態、調査の仕方の細かいところもわかりませんが、資料によりますと 2004 年からの調査の中で、民間企業の一般的な労働時間は 7 時間 45 分だという調査結果でございました。今回の勧告の中で 7 時間 45 分にするようにという勧告が出ております。国家公務員の人事院勧告に沿いまして町としても考えるものでございます。

サービス低下が起こってはなりませんので、現在、5 時 15 分までだった勤務を、1 年か 2 年前だったと思いますが 5 時 30 分までにしました。それをもう一度 5 時 15 分に戻しますが、サービス低下が起きないように現場の中で対応するように努力いたしますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議員（9 番 細田 元教君） わかりました。いいです。

○議長（石上 良夫君） 質疑はないと思いますので、議案第 89 号、南部町農村地域工業等導入促進法に基づく指定区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） この条例案は、平成 20 年 3 月 31 日までを平成 21 年 12 月 31

日という期間の変更だと思うんですけども、この期間の変更をしている意味について、ちょっと説明聞いたのかもしれませんが、再度理解できなかったのもので1点はそれです。

それからもう1点は、農村地域工業等導入促進法に基づく指定区域という、その区域が南部町にはどの区域に当たるのかということをお尋ねします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） まず、1点目についてお答えいたします。

この平成20年3月31日という数字でございますが、これは農村地域工業等導入促進法第10条に、この農工法の、いわゆる実施計画に基づきます指定区域に総務省令で定めた工場等の設備、これを新設増設した場合には市町村で固定資産税の課税免除をした場合に、いわゆる交付税措置、交付税の基準財政収入額、この部分で優遇措置をとりますという条項がございます。その農工法の第10条、これの省令がまたございまして、その省令の中で期間が決めてございます。それが以前は平成20年3月31日までに導入した場合にはということになっておりますが、この省令が改正されまして、今度は平成21年12月31日までにそういう設備を導入した場合には、町村が固定資産税の課税の免除をした場合には、それにつきましては交付税で優遇措置をとるという規定がございますので、それに基づきましてこのたび農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令第3条、これが今言いました平成20年3月31日が平成21年12月31日に期間延長されましたので、それに基づきましてうちの条例の方も日付を延長するというものでございます。

それから、第2点目の御質問でございますが、私が把握しておりますのは、南部町内におきましては、まず西伯地区、これが倭、それから原の2地区でございます。それから会見地区でございますが、会見地区が天萬、円山。以上、4地区と考えております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 今、説明を聞いたわけですが、例えば現在対象となる企業というのは何社ぐらいありますか。それと今、倭という地名が出たんですけど、原はわかるんですけど、多分、原の工業団地だと思うんですけど……（「グリコ」と呼ぶ者あり）グリコですか、わかりました。何社ということはわかりますか。

それと、町で固定資産税を免除すればその分だけ特別交付税で補てんしていただくということで理解してよろしいでしょうか。

以上、2点お願いします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。今現在、平成20年度に新たに申請があったものはありませんが、これ3年間、固定資産税の課税免除をいたしますので、平成20年度には2社ございます。

それから、基準財政収入額の特例措置でございますが、これは財政の方がよく知っておりますので、財政の方からお答えをお願いしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 財政室長、伊藤真君。

○財政室長（伊藤 真君） 財政室長、伊藤です。普通交付税の方は、基準財政収入額と基準財政需要額の2点の方から構成されております。今、税務課長の方が申しました免除の方は基準財政収入額の方の項目でございまして、この中でその中の収入が減るということになれば、基準財政需要額、南部町が必要とされる国の算定の基準のもとになる支出から引き算をしていくわけですが、その引き算をしたところが普通交付税として南部町に算入されております。収入の方が減るということで普通交付税がふえてくるというような図式になっておりますので、免除をして交付税がふえるという格好でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 議案第90号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回の条例では、これまで10期であったものが、一たんは8期になったものを再度調整していただいて9期という条例の提案ですけれども、伯耆町では10期を実施しておられるということも聞いておりますが、實際上、国民健康保険税の負担は大変厳しいというのが共通認識だと思いますけれども、今回9期の提案ですけれども、伯耆町ができて南部町でできない理由があったら教えていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 本年度の5月の臨時議会だったと思うんですが、うそですね、3月ですか、納期を10期から8期にしたということでございますが、この理由につきましては前の議会でも説明いたしましたように、まず前期高齢者の特別医療が導入されたと。それに伴います2分の1判定、これは南部箕蚊屋広域連合から資料が参りますが、これが7月にずれ込むということでございまして、2分の1判定が6月にはできないということで、まずその時点で9期になります。そこで鳥取県情報センターの方に9期でできないかということをお問い合わせしましたとこ

ろ、鳥取県情報センターの方も急には9期で対応はできないということでございますので、平成20年度は8期にしたわけでございます。

伯耆町の方にも参りまして、実際10期でどうだろうかということを確認いたしました。確かに情報センターと話をいたしまして、もともと情報センターは10期の形は持っております。それは南部町もやっておりましたので、10期のそういう納付書の様式なんかは持っておりますのでできるということでございますが、ただ、問題点は、6月から始まるということになりますと、まず最初に正式な2分の1判定の前に、それよりも前に2分の1判定をしなければならないと、そこで特別徴収、普通徴収を振り分けていくということがございます。また7月に2分の1判定をいたしまして、そこで正式な特別徴収対象者、それから普通徴収対象者をここで、7月で本当の2分の1判定をいたしますので、そこではっきりしたものが出てくるということでございます。そうしますと、まず最初の南部箕蚊屋広域連合からの資料よりも前に2分の1判定をした場合には、いわゆるそこで特別徴収をした人が今度は南部箕蚊屋広域連合から来た資料に基づいて2分の1判定をしたときに、特別徴収だった人がまた普通徴収に戻ってくるという、そういうことも起こるとございまして、非常に事務的に複雑になってまいります。ですから、その点で事務方の方、いわゆる役場の方も事務が非常に煩雑になって間違える可能性も出てくる。

それからもう一つは、前期高齢者の方、65歳以上の方でございますが、一たんそういう資料を、納税通知書ですけれども送った後にまた再度納税通知書を送ると、それが例えば特別徴収をしておいた人がまた普通徴収の納税書を送るというふうに、前期高齢者の納税者に対して非常に複雑な形になってくるということがございまして、うちの方では南部箕蚊屋広域連合から資料が出て2分の1判定をした上で、きちんとした納税通知書を発送すべきではないかということで10期はやめようということで、やはり9期が一番ベターじゃないかということで9期を考えております。

ちなみに、鳥取県の市町村の中で、介護保険料のいわゆる納税通知書の発送と同時に国民健康保険税の納付書を発送するのは2町村ですね、2町村を除いてあとは全部そうしております。その2町村といいますのが伯耆町と日南町でございます。

ただ、日南町というのは総合課税方式で10期に分けておりますので、これはちょっと論外になりますが、いわゆる全くそういうことを無視した形でやってるのは伯耆町だけでございまして、伯耆町のそういうところを見た限りでは、やはり10期はちょっと、さっき申しました理由によりまして、いわゆる事務方が二重手間になるし、それから間違える可能性もある。それから前期高齢者の方にも、失礼な言い方ですけれどもお年寄りの方ですけれども、そういう方に何度も何

度も納税通知書を送るというのもよくないと。やはりきちんと、はっきりとした形でそういう納税通知書を送った方がわかりやすいんじゃないかということもございまして、南部町といたしましてはやはり9期でやりたいということでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この国保税の問題は本当に深刻な問題でして、事務上の問題として9期というのは實際上理解もできるところもあるんですけども、やはりこの納税者の負担をどう軽減していくかということは最大の問題ですので、私は、この議案に直接かかわらないんですけども、町長にね、この決意を示していただきたい。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 質疑してください。

○議員（4番 植田 均君） よろしく願います。

○議長（石上 良夫君） 4番議員にちょっと注意しておきます。自分の意見を言わずに質疑のみ行ってください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第91号、南部町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 公の施設の指定管理者の指定ですけども、ここですが。（発言する者あり）申しわけありません。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） これ6条の中の言い方が、6条、3条、ほかのともなんですけど、言い方が「その他の公共団体」を「その他公共団体又は公共的団体」って言うんですけども、なかなかイメージがどこがどういうぐあいに振り分けられるのかとわかりませんので、どういうものかということ具体的なことを、一例でいいですけどもお願いしたいんですけども。よろしく頼みます。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長、陶山でございます。わかりにくいということでございますが、公共的団体、ここで申し上げたいのは大木屋の学校を普通財産に認めていただきました。そして、地元との協議の結果、これまでどおり公民館として使いたいという地元の強い希望がありまして、現在一部改修をして公民館の形状にさせるようにしております。しかし、この財産を

集落にかつお渡しする、無償で貸与だとか無償で差し上げるということは、現在の中では公共団体でないといけないということになっております。したがって、公共的団体ということでここで幅を少し広げまして、大木屋集落に今後の管理をお願いするという意図でございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほどの公共的団体のことですが、公共的団体という定義はきちんとありますか。その辺、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 明確な定義はございませんが、一般的には公共的団体とは広く公共的活動を目的とする団体の総称で、公共団体より広い概念。その具体的範囲は必ずしも明確ではないが、公共団体のほか、例えば農業協同組合等の協同組合、商工会議所等の産業経済団体、青年団、PTA、婦人会等の文化団体、社会福祉法人等がこれに含まれると解されるというぐあいに法令の用語辞典の方に出ております。この中でこれを集落という見方をして、今回大木屋地区の元分校を公民館という扱いにするものでございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今の事例については理解できるんですけども、これ条例ですから南部町の財産の交換、譲与、無償貸与ですから、この条例がいろんな形で適用される事態が想定されるわけですね。そうしたときにこの用語の定義というのはきちっとしておかないと、いろんな誤解を生じることになりはしないかと私は思うわけですけども、条例上に公共的団体とはこれを指すとかという条文を入れる必要があるのではないかとという質問です。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。おっしゃられるように非常に範囲が広うございまして、その適用を条例の中に書き込むということが非常に難しいということで、このような名称にいたしました。

細部につきましては施行規則等で明確にし、判断をしていくというぐあいに思っています。現在のところ、先ほど申しました事例の範囲を越えるということはありませんというぐあいに思っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 議案第92号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） まことに申しわけありません。これは我が委員会ですけども、1点だけ教えてください。

出産育児一時金が35万が38万になる分ですけども、この条文の中の第5条第1項の中に、町長が36条の規定を勘案し、必要があると認めたとき、規則で定めるところにより3万円を上限と書いてあるんですが、この規定を、必要があると、どのような必要があるとき、また全員が38万円もらえるのか、35万と38万の人がおられるのか、本当は所轄で聞きたいですけど、ちょっと関心がありましたので教えていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。この出産一時金でございますが、これは国におきまして、通常の分娩で脳性麻痺となった患者の救済を目的としました産科医療補償制度を平成21年1月分娩分から実施することに伴い、出産育児一時金の支給額を35万から3万円引き上げるものでございます。ですので、この産科医療補償制度に参加され、参加されたといえますか、医療機関で分娩をされた方につきましてはそれだけ上乗せで払わなければならなくなりますので、そういった方については出るということでございます。基本的には出産された方すべての方が対象になろうと思っておりますけども、参加されない医療機関といえますか、で分娩された場合は、この趣旨からいうとちょっと違うようになってまいります。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私も所轄になると思うんですけども、ということは、いわゆる事故あるときは保険というか補償するための、いわゆる言い方はどうか分かりませんが保険料というんですか、事故があった場合のときの保険適用になる原資と、加入金というんですか、そういうことだと思っんで、ということは、出産母親というか、出産のその家庭にはこの現金3万円は入らないというぐあいに、そういうぐあいに理解してしたらいいんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 基本的に35万円の一時分娩費ですか、出産一時金は35万円とします。ただ、3万円を上乗せで払いまして、その3万円は分娩費の方で払っていくということになりますので、35万円の一時金、家庭で見ますと35万円の一時金はそのままということでございます。

それからもう一つ、本人に渡るかということですが、35万が38万で払いますので、本人さんのところには渡ります。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ちょっと、いわゆる先ほどの細田議員の質問の中では、これは医院というんですか、医療機関が参加されているところはそれを適用するけども、されていないところは、いわゆる補償をうちはそんなとこまでやらないというところには、町長の定めるところでこれは出せないよというぐあいになると思うんですよ。仮にAという医院が、それはうちはそこに加入して補償をつくりたいという意向でやられれば、当然、町長も認めて38万円出産一時金を出されると思うんですけども、私が聞いたのはですね、35万円、従来ですけども、3万円上乗せなんだけども、その3万円は実際は医院だというか、保険会社か、民間か、公的であるかはわかりませんが、そこに行ってということと理解したらいいでしょうかということ聞いてるんですが、どうなんですか。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。回りくどい言い方をいたしました。簡単に言いますと、保険料を3万円の上乗せをするというふうにとらえていただいた方がわかりやすいかもしれません。

○議長（石上 良夫君） ここで若干休憩します。30分再開いたします。

午後2時15分休憩

午後2時30分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

議案第93号、公の施設の指定管理者の指定について。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この指定管理に関することですが、今ここに9社、9件ですか、ございます。これ、それぞれ公募されてやられたと思うんですけども、それぞれの公募されて、今とられたところありますけども、だれがこのほかに何社候補されたのか。

それともう1点、カントリーパークの株式会社TKSSですか、この会社はどのような会社なのか教えていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 長尾専門員。

○行政改革専門員（長尾 健治君） 行政改革専門員、長尾でございます。お答えいたします。

お尋ねの件でございます。まず、1点目であります。25ページの一覧表のうち、指名指定に係るものと、それから公募に係るものがございます。そのうち公募に係りますのは、下側3行目の南部町森林保養施設レストハウス・バーベキューハウスであります。これは応募1社であり

ます。次に、下から2行目、南部町営西伯カントリーパークでございます。これも1社でございます。一番下の行の南部町東長田山村広場、南部町東長田山村交流施設ふれあいセンターであります。これは3社でございます。そのほかのものは指名指定によるものであります。

さらに、2点目のお尋ねでございますがTKSS、これにつきましては、鳥取県の市町村の体育施設等を各種指定管理を受けて現在運営しておられる会社でありまして、各市町村での実績を持っておられる会社であります。ちなみに、島根の方でも指定管理を受けてやっぺらっしやる会社であります。

以上でよろしゅうございますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 公募と指名指定があるってお聞きしましたが、この一番下の南部町東長田山村広場と山村交流施設ふれあいセンター、3社、この3社の名前と、あと、この指名指定の中に入っている福祉センターしあわせ、これにはプールとかトレーニングルームとか、いろいろあると思うんですけども、これについて社協が今指名して入ってますけど、この南部町社協がこれについて、異論じゃないですけど内部でいろいろと話があったと思いますけども、これらのことを勘案してされたんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 行政改革専門員、長尾健治君。

○行政改革専門員（長尾 健治君） 行政改革専門員、長尾でございます。

1点目のお尋ねであります。まず、東長田山村広場、南部町東長田山村交流施設ふれあいセンターについてでございますが、これにつきましてはの公募は3社ございました。まず1社は先ほど申し上げましたTKSSであります。もう1社が両長田地区地域振興協議会であります。もう1社が有限会社セイブ・テクノスさんであります。以上でございます。（発言する者あり）ごめんなさい、失礼しました。両長田じゃございません、訂正させていただきます。南さいはく地域振興協議会の誤りです。2社目に申し上げましたが訂正いたします。失礼しました。

2点目でございますが、南部町総合福祉センターしあわせについてのお尋ねであります。これにつきましては、実は指名指定の指定管理を行いますに当たりまして、町では指定管理のあり方、今回平成20年度で指定管理が終了するものの、指定管理のあり方について町行財政運営審議会に諮問を行っております。本年の6月に諮問いたしまして9月まで、都合5回の審議会を経て答申をいただいております。その答申が今回の指定管理の方針ということに大きくかかわっておりますので、若干その内容を御紹介させていただきます。

その答申の中身でございますが、サービスの向上や管理費用の軽減などを目指すことを目的とす

るということとあわせまして、営業を行う施設については原則公募が望ましいが、地域の雇用や地元生産者の皆さんとのつながり、あわせて当該施設の設置目的や地域での位置づけなどを十分考慮し、指定管理の形態を決定することというふうに意見をいただいております。さらには、地域に根差した施設や町民の利用を主目的とした施設については、地域の施設として長期的視野で育てていくことが必要であるものや、または地域の団体からこれについては応募があることが望ましいというような御意見もちょうだいしております。

このような審議会の答申を踏まえまして、団体、それから担当の部署との協議を経て、町の方針としまして、総合福祉センターについては指名指定という方向を打ち出した次第であります。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 西伯カントリーパークについてお伺いしたいんですけど、カントリーパークは球場の方ですね、実は県内でも、というより鳥取県西部地区でも有数のグラウンドというぐあいに今評価されています。今回、TKSSさんですか、管理委託されるわけですが、県内幅広く、あるいは県外もということですので、今、長尾さんがおっしゃったように、管理費用あるいはサービスの向上という一面と同時に、それと相反する、少しお金がかかってもきちんと維持をしていくという方法があるというふうに思います。そういうせっかく築き上げた実績というのをぜひ壊さないように、きちんと管理される方にも申し込みたいということと、どうしても管理委託するわけですから、細かな内容、料金等についてはもちろんそれらが決めていくわけですけど、今、町内の方は優遇されているわけですね。ですから、そんなもどようになっていくのかという点について伺いたいというふうに思います。

それともう1点、伯耆の国が指名管理で何社か、何施設か管理するわけですが、これは代表者が副理事長というふうになっています。たしか町長が代表者だと思いますが、これは町長だから副理事長が代表者になられたのか、その点はどうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 行政改革専門員、長尾健治君。

○行政改革専門員（長尾 健治君） 行政改革専門員、長尾であります。

御質問の1点目、カントリーパークについての御指摘でございます。今まで御指摘いただいたとおり、本町のカントリーパークは西部でも米子の市民球場にまさるとも劣らないという球場であるというお墨つきを、野球関係者ばかりではなくていろんな方面の中からちょうだいしておるところでございます。この状況をレベルダウンさせないということが私どもも指定管理を行う大きな思いでございましたので、施設の管理の仕様書とあわせまして幾つか条件を指定管理の業者

さんに付しております。その中で管理に精通した、現在管理を担っていただいております臨時職員さんの継続雇用、これについては必ず実施してくださいということで義務づけをお願いしておりますのでございます。

それから、2点目のお尋ねでございますが、伯耆の国、副理事長ということで名前をここに上げておりますが、これは議員お見込みのとおりでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。先ほど細田議員さんの御質問の中で、社会福祉協議会のいろいろな協議の経過を踏まえてどうだとかというお話だったというふうに思います。たしかに社会福祉協議会も社会福祉協議会のあり方、そういったものの検討会も立ち上げられまして、その中でそのこのプールだとか運動施設、そういった管理の取り扱いについて、その中でもかなりの社協事業にしわ寄せが来ておると。変わった形態でのやり方をやって、さらに利用効率を高めるといような方法はどうかというよう議論もされております。その中で将来的な話として、何かそういうスポーツを担当する団体、そういったものをつくる中でそちらの方に移行してはというよう話も出ております。具体的にいいますと、今、教育委員会で検討しております総合スポーツクラブというよう、組織化に向けても検討しておるわけでありませけれども、なかなかそういった組織も1年で右から左にさっとできるというようことでもございませぬので、今回指定期間を設定します3年間のなかにそういったクラブを立ち上げて、そういったものの中でできないかというようことも社協の方も理解しておられて、当面は指定管理を受けるといような方向立っていただいておりますという経過でございますので、ちょっと私の方から補足的に説明しておきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。（発言する者あり）今、言ったがん。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 1点質問いたします。この指定管理になる団体というのがこういうぐあいに8つ示されたわけなんです、これは恐らく私、大変不勉強で恐縮なんです、指名管理とそれから公募という形でそれぞれ聞いたわけなんです。これについては当然、今は一応この指定管理の契約のことなんです、来年には早速に予算、指定管理料、委託料というものを払っていかないかと思うんですが、これらについてそれなりの金額等を提示した上での契約なされたものでしょうか。わかりましたらよろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 行政改革専門員、長尾健治君。

○行政改革専門員（長尾 健治君） 行政改革専門員、長尾でございます。契約はこれからのこと

でございます、まだ契約はいたしておりません。

あわせて、金額の提示というのはそれぞれの社からございますけども、今後、やはり担当の部署と金額的な中身を相互に精査いたしまして、最終的に決定するという運びになります。

あわせて、私、先ほど審議会の答申ということを申し述べました。これに加えて、それぞれの指定管理団体につきましては指定管理の候補者選定委員会というものをそれぞれの分野で持って、最終的に適当であるのかどうかという審査も行っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 青砥です。今、精査して金額的なところが提示が出ておるけどもということですが、契約をまだやっていないということで議案書に載せて、これからやるんだよという形でおられると思うんですが、金額は多分わかると思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 行政改革専門員、長尾健治君。

○行政改革専門員（長尾 健治君） 議会の可決を経て、それから最終的に相互に協定を交わすと、契約と申しますか、協定を交わすということでございますので、あわせて金額的にもちょうどいはしておりますので、提示はさせていただいておりますので、そのものについて相互でもう一度協議する機会を持ちたいという趣旨でございます。

○議長（石上 良夫君） 8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） そうなれば今後、議決をした後で契約の金額を相互にやって、まだ金額の変更がぼろぼろ出てくるということだと、その契約に、その前に議決をするというのはおかしいんじゃないかと思えますけど、そこら辺はどうでしょうか。（「議長、ちょっと休憩していただけないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後2時50分休憩

午後2時52分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

行政改革専門員、長尾健治君。

○行政改革専門員（長尾 健治君） 行政改革専門員、長尾でございます。指定管理につきましては、町長が指定をいたしまして、あらかじめ議会の議決を経た後に協定を結ぶという趣旨でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 一つは、今回の指定管理者の指定ですね、これに至った口頭でのいろいろばらばらしたような説明を受けるわけですが、やはりいろいろ審査会なり、やってこられた経過がありますよね、それなどをきちんと議会に説明資料として出していただくのが当たり前ではないかと思うわけですね。きちんとそれらを確認して、間違いのない審査がやられているのかどうかというのをチェックするのが議会の役目ですので、それを一つ要求したいと思います。

それから、もう一つは、先ほども質問がありましたけれども、伯耆の国の副理事長が今回代表者という形で出ておられますけれども、これはよくわからないのは双方代理のことが疑義があるからこういう形にされたのか、このような副理事長を代表者にしておられるこの意味を説明していただきたいということと、それから、遠藤さんという方は地域振興協議会の会長もなさっておられますけれども、兼任ができるような職責なのかという……（「遠藤賢二さんでございましたか」と呼ぶ者あり）いえ、いえ、伯耆の国です。その点をお尋ねいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。双方代理の議論につきましても、これもかなりここで皆様と議論をいたしました。先ほどから出てますように、指定管理は契約ではございません。町長がその管理者を指定するというものでございますので、契約ではありませんので、民法上の双方代理の概念は適用しないということをここで申し上げたと思います。といいながらも、やはりそういう町長、代表者が同じものをするというのは、やはり契約ではないといっても理念、勘違いも起きやすいということから、このたびからやり方を、同じ代表者の名前ではないという方法を統一するという考えでございます。御理解いただきますよう、お願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 福祉法人の関係はよくわかりませんが、非常勤の特別職でございますので、一般的にでございますね、ほかの団体と兼ねることは可能でございます。議員であったり地方公務員でも可能でございます。福祉法人の関係法令で特別な締めつけがない限り可能だというぐあいに判断しております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 重ねて聞きますけれども、地域振興協議会の会長さんという職責と社会福祉法人伯耆の国の副理事長という職責が兼任できるような職責なのかということです。

それで、副理事長という職責は社会福祉法人を運営する2番目の責任者ですよ。大変重い職

責があるのではないかというふうに思うわけですが、どういう経過で、ずっと遠藤さんはやられていたんでしょうか、副理事長を。その辺の御説明をよろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。遠藤さんは、以前から伯耆の国の副理事長ということでお世話になっております。これは、ちょうどおられますけれども、三鴨管理者の後にお世話になったというように思っております。

それから、職責の問題なんですけれども、これは十分こなしていただいておりますということでございます。よろしく申し上げます。

○議員（4番 植田 均君） 議長、済みません。先ほど私が要求しました資料提出の件、よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） それは、さっき総務課長が検討するという答えが出ましたので。

○総務課長（陶山 清孝君） 私じゃないですよ。

○議長（石上 良夫君） だれだったかいな。（発言する者あり）ちょっと休憩します。

午後2時58分休憩

午後3時00分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

行政改革専門員、長尾健治君。

○行政改革専門員（長尾 健治君） 行政改革専門員、長尾でございます。審議会並びに指定管理候補者選定委員会の経過につきましては、議長からその旨、御指示があれば提出いたします。

ただ、若干ボリュームがありまして、少し御説明しやすいようにコンパクトにまとめさせていただきたいと思いますので、即日提出ということはちょっと御容赦いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） そうでしたら、議会事務局に後で閲覧いたしますので、お願いします。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1点だけちょっとお聞きします。指定の期間が3年がずらっと並んでおって、それでゆうらくと、伯耆の国の分が3カ所が5年の期間になってるんですが、これはどういうわけなんで、特別な何かあるわけですか。そのことについてお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 行政改革専門員、長尾健治君。

○行政改革専門員（長尾 健治君） 先ほど行財政運営審議会の答申の中で触れなかった部分につ

いて説明いたします。指定管理期間についての基本的な考え方として、審議会の答申でこういうふうにいただいております。

まず、3年間の指定管理期間が適当と考えられるものにつきましては、社会情勢や経営環境の変化などにより、比較的短い期間で指定管理の形態を見直す必要があるものについては、3年間の指定管理期間が適当であるということ。そして、5年間の指定管理期間が適当と考えられるものにつきましては、指定管理を受ける団体の経営状況が比較的安定しており、今後ともその業務形態や経営環境に大きな変化が予想されないもの。あわせて、業務に供する備品等の初期投資を行う必要がある団体にとっては、投資を回収する一定の期間が必要なため、5年の指定管理期間が望ましいというふうに意見をいただいております。これに基づくものでございます。

○議長（石上 良夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第94号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第4号）。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） まず初めに、今回の補正を出された特徴ということで、4項目の特徴があるというふうに説明を受けたわけですけれども、1つは国の補正、第2次補正ですかね、補正によって会見小学校の……。

○議長（石上 良夫君） ページ数と項目を言ってください。

○議員（4番 植田 均君） 済みません。いろんなところにわたっているのでわかると思いますので。

会見小学校の体育館の繰り上げ実施ということで、財源についてお尋ねしたいんですけども、耐震補強に関する国の助成が2分の1から3分の1に、3年間の時限的な取り扱いで、3年間の特例ということで耐震化を急ぐようにという指導があったと思うんですけども、今回の補正の財源を見ますと合併特例債を使っておられるようですけれども、地震、耐震の特例と今回の合併特例債という財源の投入の仕方、これはどういう考え方でやられたのかということが1点です。

それから13ページ、財産管理費の中の委託料の公的年金から住民税特別徴収対応に係るシステム改修委託料、これは委託ですから南部町の場合、情報センターですかね、情報センターに随意契約にされるのかなというふうに想像するんですけども、この財源についてはどういう国からの財政措置がされているのかということと、それからコンビニ収納システム導入委託料についても同じことだと思ってしまうんですけども、本当に国の制度がころころころころ変わることによってシステムを変えていくというのが、最近非常に多いように思います。私はこういうことに対して、

今国が……（「意見じゃなしに質疑せや」と呼ぶ者あり）このことに対して町長に見解を求めたいと思います。制度をこころろ変えている国の姿勢に対してね、その点が2番目です。（「どこに議案書に」と呼ぶ者あり）いいじゃないですか、質問です。（「質問じゃない質疑」と呼ぶ者あり）質問です。

○議長（石上 良夫君） 質問はだめです。

○議員（4番 植田 均君） はい。答えれたらお願いします。

それから16ページ、社会福祉総務費の給料、一般職員給料で育児休業分で268万5,000円の減額なんですけども、一般職の場合、育児休業をとった場合に給与補償というのはどうなってますか。何人分の何か月ってということで、どういう待遇なのかということをお尋ねしたいと思います。

それから原油高騰対策、同じ16ページの扶助費で261万7,000円ですけれども、これ全協の中でも説明受けましたけれども、昨年場合は住民税非課税世帯を対象にしたと思うんですけども、今回大変対応が後退しているというふうに私は思っているんですけども、再度、今回どのような対応されるのか、きちんと説明をしてください。

それから17ページです。高齢者福祉費の南部箕蚊屋広域連合負担金1,503万1,000円ですけれども、これ4月から包括支援センターに2名の派遣をしたということなんですけども、この2名の派遣という方々が南部町、これは連合ですので広域連合全体として何名派遣していて、どういう仕事をなさっておられるのかということをお説明をお願いします。

○議長（石上 良夫君） 終わりですか。

○議員（4番 植田 均君） ちょっと待ってください。

25ページ、電算機器借り上げ料のところなんですけれども、南部中学校のパソコンの導入が9月になったということという説明のように聞いたんですけども、9月の導入で減額になるという意味がわからないので、9月導入しても今回の予算で執行できるわけで、よくそのあたり説明をよろしくお願いします。

それと26ページ、社会教育費の重機借り上げ料です。760万ですが、国道180号バイパスで重機を使わずに手掘りで調査をやりかけていたけれども、重機を入れることが可能になったという説明だったと思いますけども、この……（発言する者あり）いや、いいじゃないですか。本来、発掘調査というのは人海戦術といいますか、今不況で仕事がない人がたくさんおられて、そういう貢献もできるのではないかなと単純に思ったわけです。それで重機、これだけの費用をかけて重機使う必要があるのか。この760万というのが、どういう大きさの機械を何か月ぐら

い借りるのかというあたりでのわかるような説明をしていただきたい。それと、工期があれば人海戦術も悪くないと思うわけですが、急ぐ必要があったのかどうか、その点もよろしくお願いします。以上です。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。17ページになりますが、一番下のところになります。1,503万1,000円の広域連合負担金でございますが、これは包括支援センター、当初が620万ほどでございますが、これを1,503万1,000円増額をして、総額を2,123万4,000円にするものでございます。2名の派遣ということでございます。

それと、他町村はどうなのかということでございますが、連合が所管をしておりますので私どもとしては全体を把握をしておりません。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。公的年金からの住民税特別徴収対応に係るシステム改修委託料の、これは国からの補助がないかという質問だったと思いますけれども、これは県の説明会の中では交付税措置があるというふうに聞いております。

それから、コンビニ収納のシステム導入委託料についてでございますが、このコンビニ収納は、これは国からのものではございません。これは南部町が独自に行うシステム導入でございます。平成21年度に軽自動車税のコンビニ収納を行うというための、これは導入経費の委託料でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。会見小学校体育館の関係での質問がございました。会見小学校体育館につきましては、まだ基本的な設計が終わっておりませんので、額、予算を上げておりますのは概算の金額になります。その内訳ですけれども、一応予定をしております補強改修工事が体育館の屋根及び内壁、床等の改修補強。耐震補強の場合は屋根だけをどうも構えばいいようなことを聞いております。それにつきまして費用的なものの概算を出しておりますのが、耐震補強で約500万、トイレ改修で550万、建物の大規模改修で5,600万ほどを予定をしております。耐震補強につきましては先ほど言われたとおり3分の2の補助金が来ます。トイレ改修につきましては3分の1の補助金が来ます。あと、改修につきましては金額的な縛りがありまして、この金額ではほとんど交付の対象にならない部分でございますので、それを見込んだ部分が歳入の方であります、9ページの方の下段にあります学校教育費の補助金ということで、

522万9,000円が耐震補強とトイレ改修に伴う補助金になります。その不足分といいますか、足りない部分というのを合併特例債の方でお願いするというものでございます。

それから、文化財調査の関係でございますけれども、重機の借り上げ料ということですが、当初調査区域が崖の上みたいなところであったところでした、重機の搬入が無理だろうという判断をしていました。人海戦術でずっとやってきたわけですが、業者と協議した結果、クレーンのつり上げで重機が入られるということになりまして、クレーンの借り上げ、積み込み料とミニバックホー、表土をはぐ作業をお願いしております。していただきますけれども、表土をはぐ作業、それから、そのはいだ表土を運搬するキャリアダンプを借り上げる予定であります。実際に調査面積が若干広がってきておりますので、調査のおくれがありますので、これを借りて早急に行いたいということで、一応日数につきましてはクレーンの積み込みが一応2回、積み入れるものと終わった後に積み出すものが2回、バックホー、キャリアダンプについては一応80日を予定しております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、畠稔明君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。私の方からは、16ページの原油高騰対策灯油購入費助成につきましてお答えさせていただきます。

確かに昨年は対象家庭を住民税非課税世帯ということで、臨時議会をお開きいただきまして御賛同を得たわけでございますが、このたびは近隣の市町村の動向を見ながら対象範囲を決めさせていただきました。住民税非課税世帯のうち生活保護世帯、それから75歳以上の高齢者のいらっしゃる世帯、それから母子・父子世帯、いわゆる一人親家庭、それからあと、特別児童扶養手当受給世帯、特別障害者手当受給世帯、それから障害児福祉手当受給世帯ということで、最大で570世帯を見込んでおります。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。回答を1つ落としておりました。済みませんでした。

ページでいきますと25ページ、中学校費の電算保守委託料の減の分でございますけれども、借り上げ料の減の分ですけれども、ちょっとはっきりした月を覚えておりませんけれども、一応9月から機械を、電算を借り上げております。前の機械が2カ月ほど前で切れておったんじゃないかと思っております。その間の借り上げ料が不用額出てきますので、その分を減額しております。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 最後の1点だと思っておりますが、育児休業中の職員ですが、これは無給

でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 財政室長、伊藤真君。

○財政室長（伊藤 真君） 財政室長の伊藤です。会見小学校の体育館の財源ということで補足説明をさせていただきます。

まず、学校施設の補助金というものは文科省の交付基準が非常に厳しくて、例えばこのたびの予算で7,000万ほどございますが、今、教育次長の方が申しましたように、その中で耐震部分500万、トイレ改修が500万という中での補助率になっております。ということで、学校施設を大規模改修をしてもその中の基準となるものが非常に狭くなっておりまして、あとは借金をするしかないというような状況です。まず、この中で床の改修とか屋根の改修の中は普通だと交付税措置のないもの、起債を借りるのが今までの流れですけれども、南部町は幸い合併をしております、合併特例債というものが借りれる町村になっております。この合併特例債、今までも申しておりますけれども、交付税措置が70%ございますということで、義務共済を借りずに合併特例債を借りるということです。よろしいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） ちょっと順番がばらばらするんですけども、先ほどの今の合併特例債のことを再度お尋ねしますけれども、ことしの当初でしたか、合併特例債を10億積んで基金にした経過がありました。それで今回、合併特例債を新たに借りる枠があるんでしょうかということがあるので、そのことが1点と、それから、先ほど健康福祉課長から答弁いただきました広域連合の職員、南部町から2名派遣ということで、あとは連合のことなのでわからないというような答弁というのは、私ちょっとびっくりしましたけれども、いかに連携がとれていないのかというあらわれではないかと思うわけです。連合のことを知らずに健康福祉がやれるんでしょうか。私、地域包括支援センターがどういうふうになっているかということは健康福祉課長が一番知っておらなければならない立場ではないかと思えます。ぜひ内容を調べて答弁していただきたいということを言っておきます。

それから、南部町独自のコンビニからの徴収のシステムですけれども、このようなやり方を独自でやられるようにした経過というのがあるのではないかと思うわけですけれども、皆さんからそういう要望が強いのか、こういうお金をかけてシステムをつくるわけですので、これ軽自動車税というふうにあるんですけども、これ南部町の自主財源ですから軽自動車税ということになるのかなとも思いますけれども、そういうことを独自にやられた背景について再度説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、森岡重信君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。私は他町村の状況はというような内容で聞いたもので、それは広域の方の関係でございますので、伯耆町であったり日吉津の状況はわからないというようなことを申し上げました。南部町の地域包括支援センターの状況はよくわかるわけでございます。特に担当しております櫃田の方から内容的なものをお話しさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 保健対策専門員、櫃田明美君。

○保健対策専門員（櫃田 明美君） 包括支援センターの仕事の中身についてのお尋ねということでもよろしいでしょうか。

3月までは南部箕蚊屋広域連合の包括支援センターというものが天萬庁舎の中にございまして、各町村は支部という形をとっておりましたが、ことしの4月から包括支援センターが3町村でそれぞれ実施することになりましたので、2名の派遣という形をとっておりますが、実際に職員は健康福祉課の方で南部地域包括支援センターということで、健康福祉課の方で包括支援センターの仕事をしております。中身、人員的には保健師が2名と、伯耆の国から1名、主任ケアマネさんに来ていただきまして、その3名で包括支援センターの仕事を主にしております。

仕事の内容につきましては、高齢者の方の御相談であったりとか、介護保険の特に要支援1、2の介護予防的のところを包括支援センター主にしておりますし、従来やっておりました町内の連携、いろんな機関との連携をしていくというようなところを包括支援センターという形で、健康福祉課の保健師全員でバックアップするというか、一緒にやるという形で現在やっております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。コンビニ収納の経過ということでございましたが、まず町の方には4税ございますけれども、これの現在の納付方法といいますと、窓口で支払っていただく、または銀行それから農協での口座振り込み、それから郵便局からの納付方法というのがございますが、納税者の中からは、やはり勤務をしておって昼間銀行それから郵便局には行けないということがございまして、ぜひコンビニ収納をしてほしいという意見も納税者の方からございます。それから、地域振興協議会からの要望事項にも一部のところからは出ている状態でございます。そういうことから、町といたしましては、納税者の皆さんに納税しやすい環境をやはりつくっていかねばならないということで、このたびコンビニ収納をしようということにいたしました。

じゃあ、なぜ軽自動車税なのかということですが、このコンビニ収納はまだ鳥取県の市町村ではやっておりません。鳥取県が自動車税をコンビニ収納しております。ということで、鳥取県情報センターの方とやりますのにまだ経験がございませんので、やはり納期が1期の軽自動車税からやってみるということですが、もともとコンビニ収納する目的は、いわゆる町外者の納税者がたくさんいらっしゃいます固定資産税、これを本当はコンビニ収納したいというのがもともとの考えでございます、軽自動車税からまずやって、これは1期でございますので、2期、3期、4期という納期がございませんので、これはまず手始めにやっていいんじゃないかと。これでうまくいったら、例えば固定資産税、町県民税、それから国保税の方に延ばしていきませんかということ、平成21年度からはとりあえず軽自動車税でやってみるということにいたしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今の米澤課長が言われましたので、ちょっとそれに追加ですが、今回コンビニ収納で77万8,000円、委託料ですね、これということはどこのコンビニでも、例えば米子において米子のコンビニでも、そこで払えると、その分、そのコンビニがその手数料か何か取るとは思いますけども、恐らくそのお金じゃないかなと思うんですけども、この77万8,000円というのは大体何人分ぐらいを予定されているのかと、それが第1点。

それと、19ページの環境衛生費のごみ減量化推進補助金で35万円、各振興区に渡す分だと思はれますけども、5%の分だと思はれますが、これの実績等はまだ出てませんか。今、我が東西町も早速きょうからそういうことをやっております、よそのところではどんなかなと思ってお聞きします。

それと、26ページの学校給食費で、賄い料が326万6,000円と補正でアップになっております。これが各マスコミ等でもよく騒がれております。給食材料が上がって、これが給食費にはね返るのかどうか、また今後はそれをされないいけないのかどうか、わかりましたらお聞きしたいと思はれます。

それと最後ですが、同じその下で公債費、償還金元金でこれは例の繰り上げ償還の借りかえの分ですね。6%が5%以内というように解釈してよろしいでしょうか。以上です。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。私の方から26ページ、給食費の賄い材料費のことの質問でございますのでお答えします。

議員御指摘のとおりで、一応ことしの春先から賄い材料、食材費が上がっております。そのも

のについて補正をお願いするものです。今のところは給食費の負担の方につきましては一応はね返す気はございませんけども、新年度につきまして20年度の実績等を勘案しながら、また給食費については検討させていただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。コンビニ収納システム導入委託料、これは件数等質問がございましたが、これはあくまでも前年度の導入経費でございます。いわゆる機械の経費でございます。ちなみに、平成21年度、税務課の方で予定しております、例えばコンビニ収納した場合の県内、県外の納税義務者のコンビニ収納を使う確率というのは、いわゆる県の自動車税の方からはじき出しました計算でいたしますと、マックス、最大で大体600人程度になるんじゃないかというふうに予想しております。

それから、全国各地のコンビニで使えるかということでございますが、これは使えます。ローソン、それからポプラ、セブンイレブンですか、それ以外のコンビニもございますので、最大限のコンビニで使える体制にしようと考えております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、畠稔明君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。私は19ページの環境衛生費、その中にございます負担金補助及び交付金、ごみ減量化推進補助金についてお答えいたします。

議員のお見込みのとおりで、こちら7振興協議会、5万円ということで35万円を計上させていただきます。

それからあと、それぞれの地域振興協議会ごとにごみの収集量の数値のこのお尋ねがございましたが、実はそれ手元に今ございません。後ほどお示ししたいと思っております。私の記憶間違えでなければ、総体的に少し昨年度に比べて減ってきているなという感触を持っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、陶山清孝君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。地方債について御質問がございました。地方債補正では5%以下というぐあいを書いてありますが、実態として2%以下で調達が可能であろうというぐあいに推定しています。よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 2つ伺います。

まず、20ページの二十世紀梨です。これは国、県の補助事業のようなんですが、最終的な補助率というのはどうなってるものなんでしょうか。それと、1件で総額が499万、約500万

ということなのですが、ブランド力の向上ということで1件しか向かわれる方がなかったというところは、どういったことがあったのかなというのをお聞かせいただきたいと思います。

それと、先ほど植田議員もお聞きになりましたが、26ページの重機の借り上げ料です。社会教育費ですか。これは手作業から重機作業に変えるということをおっしゃってました。普通の作業ですと手作業から重機作業に変わると、その分手作業の割合が減る。大体、普通の作業ですと半分ぐらいになったりというようなことがあるんですが、ここでそちらの方の変化がないというか、重機作業がぼんと載ってるということは、これは前倒しとして仕事をされるといったような意味合いなのかどうかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、分倉善文君。

○産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。20ページの二十世紀梨の御質問でございますが、補助率につきましては県が2分の1、町が6分の1の負担をいたしまして、合わせて3分の2の補助でございます。

それから、件数につきましては、実は平成21年度で取り組む予定でありましたけれども、県の方から来年度補助があるかどうかわからないというような状況の情報が入ったものですから、前倒しでできる方を再度要望してもらったら1件あったという状況でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。重機の借り上げによって手作業が減るんじゃないかという御質問だったと思いますが、一応、バイパス工事を伴いますので県の方と協議をしております。最終的には実際の精算をするわけでございますので、この時点での手作業の減額という部分が算出できなかった部分もございます。一応、ふやす分につきましては県の方に御了解をいただいて、補正のこの分に補正を出させていただいておりますので、最終的な3月時点なりで精算をさせていただけたらというふうに考えます。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 二、三点、ちょっとお聞きします。

まず、13ページですけども、先ほどの税のことでコンビニ収納の手数料ということで、大体600人ぐらいを予定しているということなんですけども、ちなみに、割れば簡単ですけども、単価が1件当たりどれぐらいになってるかということと、あわせて口座から今引き落としてますね、金融機関の。単価がそれもあると思うんですけども、手数料単価が。それは幾らでしょうかということをお聞きします。

それから、14ページの地域自治振興費の中で、まちづくりの推進補助助成ということで12

万5,000円上がって、説明では東西町の有線の設備ということなんですが、もうちょっと内容がどういうことだったか説明お願いしたいのです。

それからもう1点、今度は20ページの農業振興費の中で、負担金補助の中で、町単独地産地消で会員が増加したということで47万7,000円上がっていますが、一体、総会員というのは何人ぐらいおられるのか、前年から比べてどれぐらいふえたかなということをごちやみにお聞きしたいんですけど、よろしくお願いします。

それから、22ページの土木費の中で、道路新設改良費の中で補償費ということで212万2,000円上がっておりますね。賀祥今長線のこれ組み替えなんですけども、立木の補償でこれだけ上がっているということは、相当な量だなかったかと思うんですけども、これは本数は難しいかも、面積なのかどうなのかもちょっと中身を説明していただきたいので、よろしくお願いします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、三鴨義文君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長、三鴨です。先ほどの14ページのまちづくり推進助成事業補助金の12万5,000円のことを説明させていただきます。

これは東西町の方が有線放送を設置しておられますけれども、これがアンプが従来2台、屋外のスピーカーが2台に1つずつ接続されて今までやっておりまして、1台の方の出力アンプの方が壊れておまして、1台で2つのスピーカーを鳴らすように応急的にやっておられたようです。ですけれども、出力がないために途切れ途切れになったりして放送が聞きにくいという状態でございまして、このたびまちづくり推進助成事業の補助金を使って、地元の方で生活環境の整備ということで直したいということで言われまして、本町の方が2分の1補助の事業でして、壊れて使われなくなった出力のアンプと、それから、それを増幅するアンプ、合計25万円かかるようでございますが、その2分の1補助をして今回改修するものでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、滝山克己君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長です。22ページの土木費、補償補てん及び賠償金についてでございます。

これは変更に伴いますものでして、歩道設置、約100メートル部分に係る補償費の増でございます。内訳ですが、立ち木補償費とビニールハウス等がございます。価格につきましては建設課の方で算定をしておりますが、所有の方と交渉をしながら最終的に決めていくものでございまして、このたびは算定に基づくものを補正させていただきたいということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 税務課長です。コンビニ収納の手数料でございますが、1件当たり単価が60円でございます。

それから、いわゆる口座振り込み、これの手数料でございますが、これは1件当たり10円でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 産業課長、分倉善文君。

○産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。20ページの地産地消の事業の47万7,000円の増加でございますが、これの主な要因でございますが、西伯病院の食材供給が234万5,000円、それから、つくし、すみれ、さくら、ひまわりは、ことしの7月から始まりまして100万程度でございます。このような施設によって増加をしたものが全体で927万を今予定しております。その10%が補助金になります。当初は450万の供給をする予定にしております、45万の当初予算を予定しております、今回その差額92万7,000円マイナス45万で47万7,000円の補正をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 22ページ、先ほど建設課長からの説明なんですけども、ここは立木移転とあってるんですけども、ビニールハウス、いわゆる施設も含まれた補償というぐあいに理解したらよろしいでしょうか。その1点だけです。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、滝山克己君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長です。施設も含まれた補償費ですので、よろしくお願いたします。

○議員（4番 植田 均君） 答弁が返ってないのが1つあります。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後3時45分休憩

午後3時46分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

議案第95号、平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第96号、平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第2号)。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石上 良夫君) 議案第97号、平成20年度南部町建設残土処分事業特別会計補正予算(第1号)。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石上 良夫君) 議案第98号、平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議員(4番 植田 均君) ちょっと議長、ちょっとゆっくり言ってくださいませんか。

○議長(石上 良夫君) はい。

議案第99号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石上 良夫君) 議案第100号……。

○議員(13番 亀尾 共三君) ちょっと。

○議長(石上 良夫君) 99号ですか。

○議員(13番 亀尾 共三君) 99号。

○議長(石上 良夫君) 13番、亀尾共三君。

○議員(13番 亀尾 共三君) 恐らく多分同じ比率だと思うんですけども、合併時の公債費の、いわゆる繰り上げ償還なんですけども、これが6.2から6.6ということだったんですけども、これも実際は現下のあれですとどのぐらいを予測されているのでしょうかという。多分、一般補正と同じだと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長(石上 良夫君) 上下水道課長、松原秀和君。

○上下水道課長(松原 秀和君) 上下水道課長です。先ほど総務課長が答弁しましたとおり、借換債等につきましては総務課で一括入札によるものでございます。先ほど答弁した2%前後というものでなると思います。以上です。

○議長(石上 良夫君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石上 良夫君) 議案第100号、平成20年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第101号、平成20年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） お諮りします。本日の上程議案についての議案説明は終わりましたが、質疑を保留のまま、会議規則第49条の規定により、9日の会議に議事を継続したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の上程議案は、9日の会議に議事を継続いたします。

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は、これをもって散会いたします。

また、本会議は週明けの8日とし、定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。

次に、南部町副町長選任に同意されました藤友裕美君より、ごあいさつがあると思いますので受けたいと思います。

永江多輝夫君も一緒にどうぞ。

○副町長（藤友 裕美君） 失礼いたします。きょうは大変長時間でございまして、大変だったと思いますけれども時間をいただきたいと思っております。

きょうは冒頭の南部町の副町長の選任について御承認をいただきまして、責任の重さをひしひしと感じて身の引き締まる思いでおるところでございまして。この上は末永い南部町の発展に、また町長のそういったことに努めさせていただき、というふうに思っております。

引き続き議員の皆さん方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いをいたしまして、甚だ簡単でございましてけれどもごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。今後ともひとつよろしく申し上げます。（拍手）

○教育長（永江 多輝夫君） 続きまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびは教育委員2人御承認いただきお礼を申し上げますとともに、改めて住民の目線での教育行政、そして保護者の目線での教育行政、そういうことを大切にしながら多くの皆さん方に

信頼をしていただける教育行政に少しでもかかわっていけますようほかの4人の教育委員とともに全力を尽くしたいというぐあいに思っております。御指導いただくことをお願いをいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。（拍手）

○議長（石上 良夫君） 以上できょうの会を閉めたいと思います。御苦労さんでした。

午後3時50分散会
